

平成26年度東京都北区教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価報告書

平成27年2月

東京都北区教育委員会

目 次

I	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	1
II	教育委員会の活動状況	3
III	「北区教育ビジョン2010」の体系及び概要	7
IV	点検及び評価結果	
	(1) 確かな学力を保証する	12
	(2) 豊かな心を育む	20
	(3) 健やかな体を育てる	24
	(4) 個に応じた教育を推進する	31
	(5) 教員の資質・能力の向上を図る	35
	(6) 社会で活躍する子どもを育てる	40
	(7) 特色ある学校づくりを推進する	46
	(8) 家庭教育を支援する	48
	(9) 就学前の教育機能の向上を図る	54
	(10) 地域とともに子ども、学校を支援する	56
	(11) 学習、文化・芸術、スポーツ活動を振興する	63
	(12) 安全・安心な教育環境を整備する	72
V	点検及び評価に関する学識経験者の意見	85

I 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、各教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられている。

そこで、北区教育委員会においても、事務の管理及び執行状況について自ら点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図っている。

また、点検及び評価の結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

(2) 点検及び評価の実施方法

平成22年2月に策定した「北区教育ビジョン2010」では、上記法律に基づき行う点検及び評価が同ビジョンの示す重点施策、個別事業の進行管理も担うものと位置付けている。

このことを踏まえ、北区教育委員会では、以下のとおり点検及び評価を実施する。

ア 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、同ビジョンの施策展開の3つの視点に基づき掲げた「取組の方向」（12項目）とし、その達成に向けた重点施策の取組状況等を踏まえて点検及び評価を行う。

あわせて、同ビジョン策定後に発生した重要課題に対し、臨機に対応した事務等についても点検及び評価を加える。

イ 点検及び評価の対象期間

点検及び評価の対象期間は、平成26年度とし、当該年度の取組状況や成果を踏まえ、課題と今後の対応・方向性を示す。

ウ 学識経験者の知見の活用

施策の取組状況等を取りまとめ、教育に関する学識経験者から意見聴取を行ったうえで、教育委員会において点検及び評価を行う。

本年度については、東京福祉大学・大学院 山本豊教授からご意見をいただいた。

エ 議会報告、公表

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を区議会へ報告す

るとともに、区ホームページに掲載して公表する。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会のしくみ

ア 組織

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。地方公共団体（区）の一般行政部門に属する行政庁であって、6人の委員によって構成される合議制の形態をとり、かつ、区からある程度独立した形でその所管する特定の行政権を行使する地位を認められている。

委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

委員の中から委員長が選ばれ、委員長は会議を主宰する。このほか、教育委員会には委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるため教育長が置かれる。教育長は委員の中から教育委員会が任命する。

教育委員（平成27年1月1日現在）

職名	氏名	教育委員の任期
委員長	檜垣昌子	平成23年 12月 16日 ～ 平成27年 12月 15日
委員長 職務代理者	嶋谷珠美	平成24年 12月 1日 ～ 平成28年 11月 30日
委員	森岡謙二	平成25年 10月 1日 ～ 平成29年 9月 30日
委員	森下淑子	平成25年 6月 27日 ～ 平成29年 6月 26日
委員	加藤和宣	平成23年 12月 16日 ～ 平成27年 12月 15日
教育長	内田 隆	平成24年 12月 1日 ～ 平成28年 11月 30日

イ 職務

教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務や、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行することとなり、合議により職務を遂行する。

ウ 議決案件

東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条に規定された議決案件は次のとおり。

- 1 区教育行政の運営に関する一般方針の確定に関すること。

- 2 事務事業に係る基本的な方針の決定に関すること。
- 3 区立学校及びその他教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- 4 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。
- 5 課長又はこれと同等以上の職にある者の任命その他特に重要な人事に関すること。
- 6 区立幼稚園の園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関すること。
- 7 附属機関の構成員の任免に関すること。
- 8 規則、訓令及び特に重要な要綱の制定及び改廃に関すること。
- 9 500万円以上の教育財産の取得の申出に関すること。
- 10 行政財産の公用廃止に関すること。
- 11 教科用図書の採択に関すること。
- 12 請願の審査に関すること。
- 13 審議会等に対する諮問に関すること。
- 14 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答及び通知に関すること。
- 15 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- 16 特に重要な許可その他の行政処分に関すること。
- 17 重要な情報及び宣伝に関すること。
- 18 重要な審査請求、異議申立て及び訴訟に関すること。
- 19 前各号のほか特に重要又は異例に属する事項に関すること。

(2) 教育委員会の活動状況

ア 委員会

会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催される。平成26年(1月～12月)は、定例会12回、臨時会11回を開催し、議案54件、報告54件について審議等を行った。なお、協議会を23回開催し、教育の諸課題に対し迅速に対応した。

また、「北区教育ビジョン2015」を策定するに当たり、PTA、青少年委員、幼稚園関係者、小・中学校長、幼稚園長、保育園長及び有識者との懇談会を7回開催し、意見交換を行った。

イ 学校訪問

平成22年2月策定の北区教育ビジョン2010では、「北区の教育が目指す子どもの姿」と、それを実現するために学校で取り組むべき基本方針を示しており、教育委員は定期的に学校を訪問しその進捗等を常に現場で確認している。

平成26年度は赤羽小学校、滝野川第三小学校及び王子第三小学校の三校を訪問した。子どもたちの学校生活の状況把握を行うとともに教職員との意見交換を行い、さらに教育ビジョンの推進に向けての具体的な意見・要望を各委員から直接学校側へ伝えることに意を用いた。

ウ 研究協力校発表会等

学校訪問のほか研究協力校発表会、周年行事、卒業(園)式などの学校(幼稚園)行事へも参加しており、平成26年中に学校・幼稚園へ21回訪問し、教育行政の現状把握に努めるとともに、その成果を踏まえてのさらなる進展や全校への波及のために、関係者への激励を行った。

エ 学校ファミリーの日

教育委員は、1月、6月、9月と年3回の学校ファミリーの日に各サブファミリーへ手分けして訪問し、幼稚園、小学校、中学校の交流・連携活動の進捗状況を確認した。特に、平成24年4月から区立学校全校で開始した施設連携型の小中一貫教育を着実に進めるため、授業研究の質を高めるとともに、北区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員の交流の質の高揚、保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行った。

オ 中学校生徒と意見交換会

北区教育委員会では、平成24年から区立中学校12校の生徒代表12名と全委員が集い意見交換を行っている。平成26年度はテーマを「携帯電話とのつきあい方」と定め、平成27年3月4日に実施する。

カ P T Aとの教育懇談会

幼稚園、小学校、中学校各P T Aとの懇談に全委員が参加し、保護者の意見を聞くとともに、各委員の専門的見地から北区の目指す教育について理解を深めてもらう機会ともなった。

キ 教育委員研修及び視察

教育に関する情報の取得や教育行政の諸課題について理解を深めるため、各種研修、全国市町村教育委員会研究協議会に参加した。平成26年11月の全国協議会は浜松で開催され、文部科学省から国の行動について報告を受けるとともに、学力向上に向けた他の自治体の取り組みについての相互紹介や協議を行った。また、特別区第2ブロック(荒川区・文京区・台東区・北区)の教育委員協議会を開催し、地域の実情や特性に応じた特色ある教育行政について情報交換を行った。

ク その他の活動

教職員研修、特別支援学級行事、学校保健大会、各種生涯学習講座など教育委員会の主催行事、後援・共催した社会教育行事などへも60回参加した。文化、芸術、スポーツ、区民講座等の行事にも積極的に参加し、北区教育ビジョン2010の推進・振興に努めた。

Ⅲ 「北区教育ビジョン2010」の体系及び概要

(1) 体系図



(2) 概要

視点：1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

取組の方向：(1) 確かな学力を保证する

- ① 確かな学力の定着を目指して、学校の教育活動全体を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。
- ② 確かな学力の定着を目指し、小中一貫教育や理科支援員配置事業、学校図書館の整備、言語活動の充実等を図り、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等を育成する。

取組の方向：(2) 豊かな心を育む

- ① 豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育の改善・充実を図り、心の教育を推進する。
- ② 豊かな心を育むため、自然体験活動や社会体験活動などの豊かな体験の充実を図る。

取組の方向：(3) 健やかな体を育てる

- ① 子どもの体力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通して、体育・健康に関する指導の改善・充実に取り組む。
- ② 健やかな体を育てるため、家庭や地域社会との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて食育を推進する。

取組の方向：(4) 個に応じた教育を推進する

- ① 障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を推進するため、必要に応じた特別支援学級を整備するほか、校内連絡体制や教育委員会の支援体制を充実するなど、特別支援教育を推進する。

取組の方向：(5) 教員の資質・能力の向上を図る

- ① 教員研修を充実させるとともに研究活動を支援することで、教員の専門性や指導力の一層の向上を図っていく。
- ② 校務の情報化、先生サポートほっとライン、メンタルヘルス対策によって教員負担を軽減するとともに、ICT活用力を向上させる研修などにより、教員が子どもたちと向き合うための時間を増やしていく。

取組の方向：（６）社会で活躍する子どもを育てる

- ① 児童・生徒が英語に触れる機会を積極的に増やして、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成する。
- ② 学校の教育活動全体を通じて、社会の情報化や環境問題、産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化など、現代を取り巻く社会問題に主体的に対応できる力の育成を図る。

取組の方向：（７）特色ある学校づくりを推進する

- ① 学校評議員等による学校評価を学校運営に生かす等、地域と一体となって開かれた学校づくりを推進し、学校の経営力の強化を図る。
また、コミュニティ・スクールとして西ヶ原小学校を指定し、学校運営協議会を中心とした学校運営を軸に、学校・保護者・地域住民との共生・共有・協働の精神による特色ある学校づくりを推進する。

視点：２ 家庭・地域の教育力向上を支援する

取組の方向：（８）家庭教育を支援する

- ① 第二期北区子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタートをはじめ、子どもと本を結びつける事業の充実を図る。
- ② 学校・家庭・地域が教育情報を共有し相互理解を深めるため、教育広報紙「くおん」を発行する。
- ③ 子育てに対する不安や迷いを受け止め、子育てや親としてのあり方を考える機会を提供することにより、家庭の教育力向上を図っていく。
また、文化センター事業等と連携し、家庭教育に関する講座を開設するとともに、修了後の地域における子育てサークル等の形成を促すなど、家庭教育に関する学習機会の充実を図っていく。

取組の方向：（９）就学前の教育機能の向上を図る

- ① 幼児期の教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭・地域と連携するとともに、小学校との接続等、学びの連続性を大切にして、幼児一人ひとりが健全で心豊かに成長するための教育の充実を図る。

取組の方向：(10) 地域とともに子ども、学校を支援する

- ① 学校と学校支援ボランティアをはじめとする区民が協働して、安全で安心な子どもの居場所作りや学校支援活動を進めることにより、地域教育力の向上を図る。
- ② 地域との連携を図りながら、青少年活動やスポーツ活動のリーダーとなる人材を育成するとともに、その力を生かして地域で活躍していけるような取り組みを進めていく。こうした人材が増えていくことで、地域教育力の向上を推進していく。
- ③ 「北区図書館活動区民の会」を設置し、協働してさまざまな図書館活動を推進するほか、体系的な講座を組むなどして子どもの読書活動を推進するボランティアの育成を図るとともに、図書館をボランティアの活動の場として提供していく。

視点：3 生涯を通じた学びを応援する

取組の方向：(11) 学習、文化・芸術、スポーツ活動を振興する

- ① 大学や高校、民間企業等と連携するとともに、区民が自らのニーズにより企画する講座や学習会を支援する。また、事業の実施目的を明確にし、事業の見直しや整理を行いつつ、多様なニーズに応える学習機会を拡充していく。
高齢者、障害者をはじめ育児・介護等で外出しにくい状況にある区民、勤労者を含め区民誰もが学習に参加できるよう条件整備を進めるとともに、学習を通じたコミュニティの形成、学んだことを地域に生かす学習社会づくりを進める。
また、青少年のための学校外での学習機会を拡充していく。
- ② 区民の学習の場であるとともに、地域の文化の拠点ともなる図書館、博物館、文化センターなどの施設が、区民とともに育つ施設としてさらに発展できるよう、引き続き整備に努めていく。
また、特に高齢者や障害者、子育て中の方など誰でもがそうした学習に参加できるよう、ハード・ソフト両面での施設の一層のバリアフリー化を推進する。
- ③ 区民や団体に活用される情報提供が求められていることから、教育情報紙や生涯学習情報システムについてより一層の内容充実を図るなど、学習情報の提供、学習相談体制を充実していく。

- ④ スポーツ基本法の施行に伴い、平成24年8月に策定した「東京都北区スポーツ推進計画～わくわくスポーツすこやかプラン～」に基づきスポーツ活動を推進していく。
- ⑤ 開発に伴う発掘調査で出土した貴重な埋蔵文化財を、博物館での定期的な一般公開や講演等で活用していくとともに、国の史跡指定を受けている中里貝塚についても魅力的な公開・活用を行っていく。

伝統芸能などの無形民俗文化財については、芸能などの伝承が維持継続している過程において適切な記録保存を行っていく。また、後継者を育成する支援体制を検討し、伝統文化の継承に努める。
- ⑥ 文化・歴史事業に係わる関係機関が連携を密にし、区民の郷土への愛着や関心を深めていく多彩で魅力的な展示や講座等の文化・歴史学習を推進する。

取組の方向：(12) 安全・安心な教育環境を整備する

- ① 北区の教育の充実発展を図るため、大学や高等教育機関等と協定を締結し、教育課程はもとより発展的学習や地域との連携事業など、さまざまな場面での連携を推進する。
- ② 人口減少と少子化に伴う区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」を基に、区立小学校の適正配置に関する計画案を策定したうえで、ブロック毎に検討組織を設置し、具体的な検討を推進する。
- ③ 学校改築及び老朽化している校舎の大規模改修等を、学校適正配置計画及び北区基本計画に基づいて計画的に行っていく。
- ④ 環境に配慮した学校施設の整備を進めるとともに、これらの施設（太陽光発電、屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ等）を環境教育へ活用していく。
- ⑤ 安心して学べる環境づくりを推進するため、修学意欲がありながら家庭の経済事情等により高校進学等が困難な方に対して修学資金の貸付を行う。また、学校毎の行事情報や地域を限定した不審者情報等を即時に各学校から保護者あてにメール配信するなど、学校と家庭との連携を支援するとともに子どもの安全・安心対策を推進する。
- ⑥ 「教育先進都市・北区」の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称)教育総合センターを設置する。

IV 点検及び評価結果

視点：1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

取組の方向：(1) 確かな学力を保証する

主管課：教育指導課

関係課：教育政策課、教育未来館、学校地域連携担当課、中央図書館

《取組の方向(1)を推進するための重点施策》

1. 基礎的な知識及び技能の確実な定着

確かな学力の定着を目指して、学校の教育活動全体を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。

2. 思考力、判断力、表現力や問題解決能力等の育成

確かな学力の定着を目指し、小中一貫教育や理科支援員配置事業、学校図書館の整備、言語活動の充実等を図り、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等を育成する。

《重点施策の取組状況》

1. 基礎的な知識及び技能の確実な定着

平成18年度から実施している学力パワーアップ事業では、区立小・中学校の全校で基礎的・基本的な学力の定着と向上を目的に「学力パワーアップ非常勤講師」を、また学級経営全般を補助し、学級等の集団の安定に資することにより児童・生徒の学校生活の改善を図ることを目的に「学級経営支援員」をそれぞれ学校の事情に応じて配置した。

また、夏の長期休業期間を活用して中学生の基礎学力の定着・向上を図るため、生徒一人ひとりの課題に沿った学習支援を行う「本気でチャレンジ教室」(平成23年度開始)を王子桜中学校において実施した。

中学校スクラム・サポート事業(平成23年度開始)では、「数学」専任の教育アドバイザーが、数学科の教員の授業力向上を図るために全区立中学校の巡回指導を実施している。また、希望生徒の「数学」と「英語」の家庭学習を支援する「家庭学習アドバイザー」は、平成26年度新たに6校の中学校で配置し、全中学校での実施となった。

2. 思考力、判断力、表現力や問題解決能力等の育成

小中一貫教育を推進するため、平成20年度からモデルサブファミリーを指定して研究を進めてきた。平成24年度からは、これまでのモデル事業等の取り組みを活かし、北区

学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を全校で実施している。平成26年度は、「北区小中一貫教育検証委員会」を開催し、全校実施から2年間の成果等について検証した。

また、平成19年度からは、区立全小学校の5・6学年を中心に専門性の高い理科支援員を配置し、理科の実験や観察活動の充実、小学校教員の理科の指導力向上に取り組んでいる。平成25年度から新たに配置した理科教育アドバイザーが、全小・中学校を巡回指導し、教員の指導力向上を目指すとともに、理科教育をより一層充実させるための取り組みを推進している。

活字に親しみ言語力を高めるため、「魅力ある学校図書館」を目指し誰もが本を読める環境の整備に取り組んだ。平成26年度は飛鳥中学校サブファミリーにおいて、「図書館司書業務委託」を開始した。区立小中学校全体では、学校図書館システム運用による学校図書館利用の支援、蔵書・書架整備の支援を実施した。さらに、子どもたちと本をつなぐため、図書館から派遣する「ブックトーク」、ボランティアによる「学校図書館における読み聞かせ」や学校図書館の整備、読書講演会等を実施し、読書活動の充実に取り組んでいる。

言語能力向上事業としては、赤羽小学校、王子第五小学校、王子第一小学校に引き続き、平成26年度新たに稲田小学校が東京都教育委員会の言語能力向上拠点校の指定を受け、研究に取り組んでいる。

また、平成22年度から、小中一貫教育カリキュラム作成委員会を組織し、思考力・判断力・表現力の育成をカリキュラムに重点化して位置付けるとともに、隣接学年への「円滑な接続への留意点」を盛り込むなどして、小学校版・中学校版のカリキュラムを完成させた。平成24年度は、北区教育研究会と連動してカリキュラムの実践を通じた修正を加え、平成25年度に区内各教員に配布した。平成26年度は、平成27年度使用教科用図書採択（小学校）を踏まえ、北区小中一貫教育カリキュラム（小学校部分）の改訂作業を行った。

児童・生徒の「生きる力」を育成するため、平成22年度から先駆的に取り組んできた外国語活動や理科教育に、新聞教育の新たな視点を加え、総合プロジェクト「学び・拓く・北区人づくりプロジェクト」として「英語が使える北区人事業」と「理科大好きプロジェクト」及び「新聞大好きプロジェクト」を積極的に推進している。

「理科大好きプロジェクト」では、教育未来館を会場に、お茶の水女子大学サイエンス&エデュケーションセンターと連携して、中学生を対象に実験教室「サイエンスラボ」、「サイエンスDAY キャンプ」を実施している。あわせて、小・中学校からの要請に基づいて大学講師が各学校に出向き、実験等のノウハウを駆使して授業を支援する理科実験支援事業では、中学校での実施を悉皆とするなど教員の実験技能や授業力の向上をも視野に入れ、事業を推進している。

「新聞大好きプロジェクト」では、区内の新聞販売店の協力を得て、全小・中学校で日常的に新聞を読む活動や新聞を取り入れた授業を実施している。また、「新聞大好きプロジェクト推進連絡会」を年2回開催し、教員の各教科・領域における新聞活用の方法について理解を深めるとともに、実践的な指導力の向上に向けた支援を行っている。平成25年度からは、北区教育委員会と北区新聞販売同業組合と共催で、北区新聞大好きプロジェクト「比べて読もう新聞コンクール」を実施している。

《課題と今後の対応・方向》

1. 基礎的な知識及び技能の確実な定着

確かな学力を保証するため、北区基礎・基本の定着度調査の結果を授業改善プランに活かすとともに、児童・生徒個人の課題克服に向けて、興味関心を高める授業を進めることや、ICT機器の活用、T・T少人数指導をはじめとする授業形態の工夫等、個に応じた学習指導が求められている。また、基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に向けて、家庭での学習習慣の定着を図るために、家庭学習アドバイザーや、eライブラリ等を積極的に活用していく。

特に平成23年4月に受けた「北区少人数教育のあり方研究委員会」の研究報告に基づき、全小・中学校に配置している学力パワーアップ非常勤講師や東京都の少人数指導のための加配教員の配置をより効果的に行うこと、指導方法の検討等を通して、改善を図っていく。

さらに、土曜日授業の実施（年間10回）を受けて「実力アップ土曜教室」を見直し、平成26年度に本事業を中学校スクラム・サポート事業に統合した。

2. 思考力、判断力、表現力や問題解決能力等の育成

「小1プロブレム」、「中1ギャップ」を克服し、北区の義務教育に対する信頼を高めるためには、「学び」のつながりを大切にしていくという視点を持ち、幼稚園・保育園における幼児教育の整合と小学校との滑らかな接続を図るとともに、小中一貫教育を推進していくことが重要である。就学前からの一貫した教育を実現するため、北区小中一貫教育カリキュラムに就学前教育から小学校への接続を踏まえたカリキュラムを組み込んで、就学前から小中一貫教育につながる教育の一貫性、連続性を大切にされた教育の基盤となるカリキュラムを整備していくこととする。

さらに日常的にカリキュラムを活用し、年間3回実施している「学校ファミリーの日」の授業研究の活性化を図り、小・中学校教員が連携して、思考力や表現力、問題解決能力等を育成するための指導力や専門性の向上を図っていく。

また、理科支援員配置事業を継続していくとともに、小学校教員と中学校理科教員の授業力向上と理科支援員の専門性の向上を図るため、お茶の水女子大学サイエンス&エデュケーションセンターと連携し、CST・北区教育研究会理科研究部員・理科支援員が共に学ぶ新しい研修・研究のあり方を「理科教育推進連絡会」等で模索し、研修・研究活動の充実を図っていく。

読書活動の推進については、平成26年度に策定を進めた第三期北区子ども読書活動推進計画で目標としている児童・生徒の未読者率の減も見据えて、学校図書館システムの活用や学校での読み聞かせボランティアの充実を図る。また、言語力の向上に寄与する読書の機会を広げるため期待される、学校図書館司書の配置については、ボランティアとの取組内容の分担などモデル事業の中で形成していく必要がある。

言語活動の充実については、引き続き研究協力校・指定校での研究を支援するとともに、北区小中一貫教育カリキュラムの実践、研究をすすめながら改善を行い、各教科・領域等

において充実を図っていく。

理科大好きプロジェクトでは、理科に関する興味と関心を高め、実験、実習を通して理科のおもしろさや楽しさを実感できる機会を提供することで、理科好きな子どもを育成することを目指し、お茶の水女子大学サイエンス&エデュケーションセンターと連携して事業を推進している。平成24年度からは、中学生を対象とするサイエンスラボ、サイエンスDAY キャンプの会場を（仮称）北園まなび館から教育未来館に移転し、小学生高学年を対象とする「科学・環境スクール」との連携を深めたところであるが、引き続き事業の効果的かつ効率的運営を図りつつ、事業を更に充実していく。

新聞大好きプロジェクトでは、引き続き、「比べて読もう新聞コンクール」の実施や「新聞大好きプロジェクト推進連絡会」を運営し、教員の各教科・領域等における新聞の効果的な活用方法について理解を深めるとともに、実践的な指導力の向上の支援を行っていく。また、各学校での新聞を活用した研修や研究協力校・指定校の研究活動の支援を一層推進していく。

《取組の方向（１）を推進するための主な指標》

◇学力パワーアップ等非常勤講師の配置推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	103名	104名	104名	105名	108人	108人
中学校	27名	27名	27名	27名	31人	40人

◇小中一貫教育の推進

22年度 モデル実施（4サブファミリー、15校2園）

23年度 モデル実施（3サブファミリー、12校1園）

24年度 全校実施（12サブファミリー、50校6園）

25年度 全校実施（12サブファミリー、50校6園）

◇理科大好きプロジェクト（理科実験支援事業の参加生徒児童数）

22年度 112学級 3,207人

23年度 80学級 2,117人

24年度 95学級 2,774人

25年度 112学級 3,370人

◇中学校スクラム・サポート事業（家庭学習アドバイザー配置校）

23年度 1校、田端中学校

24年度 3校、田端中学校、王子桜中学校、稲付中学校

25年度 6校、田端中学校、王子桜中学校、稲付中学校、明桜中学校、神谷中学校、
飛鳥中学校

26年度 12校全校実施

◇中学校スクラム・サポート事業（「数学」専任教育アドバイザーの巡回指導）

北区基礎・基本の定着度調査結果 数学科 中学校第2・3学年

－達成率（区全体の正答率／目標値 %）の比較－

	第2学年			第3学年		
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
数と式	97.2	104.0	106.2	105.8	106.5	105.4
図形	97.3	105.2	101.4	96.3	98.9	100.9
数量関係	103.1			98.8		
関数		96.8	97.0		95.5	98.5
資料の活用		99.8	98.3		115.2	100.5

◇平成26年度北区基礎・基本定着度調査結果（目標値・北区の比較）

校種	学年	国語					社会				算数				理科				
		国語への関心・意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての知識・理解・技能	社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	観察・資料活用技能	社会的事象についての知識・理解	算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての知識・理解	数量や図形についての知識・理解	自然事象への関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	観察・実験の技能	自然事象についての知識・理解	
小学校	1年	目標値	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		北区	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		達成率	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2年	目標値	73.6	81.7	70.6	68.8	86.1	/	/	/	/	67.5	69.6	83.1	81.8	/	/	/	
		北区	76.0	89.1	70.7	69.7	90.8	/	/	/	/	71.0	73.5	89.4	88.0	/	/	/	
		達成率	103.3%	109.1%	100.1%	101.4%	105.4%	/	/	/	/	105.2%	105.7%	107.5%	107.6%	/	/	/	
	3年	目標値	73.6	72.5	70.6	69.0	77.7	/	/	/	/	60.5	64.2	77.4	67.1	/	/	/	
		北区	77.2	78.1	72.8	73.8	80.9	/	/	/	/	66.4	71.2	82.4	72.6	/	/	/	
		達成率	105.0%	107.7%	103.1%	106.9%	104.1%	/	/	/	/	109.8%	111.0%	106.5%	108.1%	/	/	/	
	4年	目標値	69.3	73.3	63.0	61.3	70.6	/	/	/	/	65.0	51.0	71.2	68.3	62.9	65.8	69.6	76.1
		北区	70.2	78.1	61.6	64.8	68.4	/	/	/	/	70.8	59.1	77.8	76.2	61.8	65.7	73.0	75.7
		達成率	101.3%	106.4%	97.8%	105.7%	96.9%	/	/	/	/	108.9%	116.1%	109.2%	111.5%	98.2%	99.9%	104.8%	99.4%
	5年	目標値	62.9	57.5	62.5	72.6	68.7	54.6	57.1	65.9	65.2	60.0	54.1	69.5	61.4	69.3	65.2	65.6	68.1
		北区	70.8	64.7	71.8	80.4	75.7	58.6	61.8	70.5	69.6	67.4	63.3	76.5	67.3	71.1	69.8	70.4	70.6
		達成率	112.6%	112.5%	114.9%	110.7%	110.2%	107.3%	108.2%	107.0%	106.8%	112.3%	117.0%	110.1%	109.6%	102.7%	107.1%	107.4%	103.6%
	6年	目標値	68.6	68.3	69.1	64.4	68.7	59.3	66.5	68.7	65.7	47.1	48.4	66.4	67.5	69.4	67.5	66.4	73.9
		北区	76.0	73.4	77.4	67.1	75.0	61.0	69.3	71.0	67.8	52.0	56.0	72.2	73.1	71.4	69.6	67.3	71.9
		達成率	110.8%	107.4%	112.0%	104.1%	109.1%	102.9%	104.1%	103.4%	103.2%	110.4%	115.7%	108.8%	108.3%	102.8%	103.1%	101.3%	97.2%

校種	学年	国語					社会				数学				理科				英語				
		国語への関心・意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての知識・理解・技能	社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	資料活用技能	社会的な事象についての知識・理解	数学への関心・意欲・態度	数学的な見方や考え方	数学的な技能	数量や図形などについての知識・理解	自然事象への関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	観察・実験の技能	自然事象についての知識・理解	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	外国語表現の能力	外国語理解の能力	言語や文化についての知識・理解	
中学校	1年	目標値	68.3	63.8	70.8	62.2	65.4	53.1	55.6	60.4	60.7	57.7	60.0	70.6	65.5	64.2	58.6	62.8	68.3	/	/	/	/
		北区	67.6	56.4	73.9	62.6	66.5	48.8	53.8	58.8	56.4	57.9	60.1	70.5	64.1	59.5	55.1	63.3	64.8	/	/	/	/
		達成率	98.9%	88.4%	104.3%	100.5%	101.8%	91.8%	96.7%	97.5%	93.0%	100.4%	100.2%	99.9%	97.8%	92.7%	94.1%	100.7%	94.9%	/	/	/	/
	2年	目標値	72.8	77.5	70.8	64.1	66.0	46.3	47.4	47.5	51.5	45.0	45.8	62.2	55.7	44.4	50.2	72.2	59.8	54.4	48.1	60.0	62.5
		北区	76.2	82.0	74.0	69.2	62.2	50.0	51.0	49.8	52.9	45.6	46.2	65.2	55.6	39.7	47.0	67.1	55.7	56.9	49.4	63.8	63.9
		達成率	104.7%	105.8%	104.5%	107.9%	94.3%	108.0%	107.7%	104.9%	102.8%	101.4%	101.0%	104.8%	99.8%	89.3%	93.6%	92.9%	93.0%	104.6%	102.7%	106.3%	102.3%
	3年	目標値	73.9	77.5	67.9	62.5	59.8	45.0	47.6	49.3	56.0	44.5	43.9	61.6	51.5	49.4	51.7	66.3	54.8	55.6	43.8	60.0	59.6
		北区	77.2	84.6	67.4	66.3	59.9	45.2	47.9	52.6	50.8	44.7	43.0	64.7	50.8	44.3	47.7	64.4	52.0	61.2	48.9	66.3	63.9
		達成率	104.5%	109.2%	99.4%	106.1%	100.2%	100.5%	100.6%	106.5%	90.7%	100.4%	97.9%	105.0%	98.8%	89.6%	92.4%	97.0%	95.0%	110.0%	111.7%	110.6%	107.3%

《取組の方向（１）を推進するための主な事業》

事業名	平成 26 年度予算（千円）	事業の概要
学力パワーアップ事業・少人数指導・ティーム・ティーチング	195,615	学校の事情に応じて「学力パワーアップ非常勤講師」と「学級経営支援員」を配置し、一人ひとりの児童・生徒に応じたきめ細かな指導を行う。
基礎・基本の定着度調査	14,588	小学校 2～6 学年及び中学校全学年で「基礎・基本の定着度調査」を実施して学力の定着度を把握するとともに、結果分析を通じて各校独自の授業改善プランを作成し、児童・生徒の確かな学力の定着を図る。
中学校スクラム・サポート事業	36,664	「数学」専任の教育アドバイザーを配置し、全区立中学校を巡回指導する。また、拠点校では、外部講師（民間教育機関の講師）が希望する生徒の「数学・英語」の家庭学習を支援し、生徒の学習上の課題解決に向けて対応する。
小中一貫教育の推進	4,804	小中 9 年間を見通した教育内容・方法を検討するモデル事業等の取り組みを活かし、24 年度から学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を全校で実施している。
学校図書館の整備	25,782	飛鳥中 SF への図書館司書配置委託、蔵書の充実とバーコード貼付による蔵書管理の電子化、教員や図書ボランティアへの研修、読み聞かせ活動や読書講演会を充実し、児童・生徒の読書の推進と言語力の向上を図る。
言語活動の充実	—	児童・生徒の言語力の育成を目指し、小・中各 1 校を研究校に指定して研究発表を行い、その成果を全校で共有する。 （予算は、取組の方向(5)「研究活動支援経費」に含まれる。）
理科支援員配置事業	17,147	全小学校に理科支援員を配置し、実験活動の教員支援等を行って理科授業の活性化及び充実を図る。
理科大好きプロジェクト	9,514	お茶の水女子大学と連携して小学校における理科授業の実験支援に加え、24 年度から全中学校において理科実験支援を行っている。また、25 年度から中学校の理科部支援のモデル事業を行う。さらに、中学生を対象とする実験教室を実施し、理科に関する興味と関心を高め理科好きな子どもを育成する。
新聞大好きプロジェクト	1,414	小・中学校において、新聞を活用した授業を通して、子どもの思考力・判断力・表現力等を育成する。

【総合評価】

1. 基礎的な知識及び技能の確実な定着

児童・生徒の基礎学力の定着や、自ら学び自ら考える力の育成を目指し、学校のニーズを踏まえながら効果的に非常勤講師を配置していくため、非常勤講師の資格要件や単価、配置人数等について、さらに事業の再編を図っていくこととする。

2. 思考力、判断力、表現力や問題解決能力等の育成

小中一貫教育の推進については、「北区学校ファミリーの日」の取り組みなどを通じて校種の違いを越えた理解が教員間でも進んでいる。小中一貫教育を全校実施したことを踏まえ、より着実な支援を行っていく。各学校・サブファミリーにおいては、北区独自に作成した小中一貫教育カリキュラムを活用し、学校ファミリーを基盤とした就学前から義務教育につながる一貫性、連続性を大切にした教育をより一層推進していく必要がある。

児童・生徒に身近な読書環境については、0歳児から小・中学校と継続して、「誰もが本を読める環境の整備」を推進する必要がある。

理科大好きプロジェクトは、引き続きお茶の水女子大学との連携を深めながら、義務教育9年間を見通したより効果的・効率的な実施方法を検討していくこととする。

視点：1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

取組の方向：(2) 豊かな心を育む

主管課：教育指導課 関係課：学校支援課

《取組の方向(2)を推進するための重点施策》

3. 心の教育の推進

豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育の改善・充実を図り、心の教育の推進に取り組む。

4. 体験活動の充実

豊かな心を育むため、自然体験活動や社会体験活動などの学校の外で行う体験の充実を図る。

《重点施策の取組状況》

3. 心の教育の推進

すべての小・中学校において道徳授業地区公開講座を実施するとともに、道徳教育推進教師研修を年3回開催し、校内における道徳教育推進体制の確立を図ることを支援している。研修では、サブファミリーの学校単位で協議を行うなど、小中一貫を意識した道徳教育の充実をめざしている。

児童・生徒の健全育成推進を目指して生活指導上の課題解決を図るため、学校・保護者・地域・関係諸機関と連携して「心の教育推進委員会」を開催している。また、心の教育を啓発するために、推進委員会の議論・活動を生かし、児童、生徒、関係者への心の教育充実をねらい、指導資料「健やかな子ども」を発行している。

そのほか、幼稚園・小学校・中学校の関係者による人権教育推進委員会を設置して人権教育推進上の課題を協議し、「北区人権教育推進だより」を作成している。また、北区人権教育研修会を年2回実施し、教育の人権感覚の向上、人権教育の内容・方法の充実を図るとともに、第2ブロック（文京・台東・荒川・北）人権研究協議会に参加し、各区の人権教育に関する最新の取り組みを取り入れている。

北区教育委員会事務局では、平成24年度末に引き続いて「いじめゼロ」に向けた対策として、平成26年度は全小・中学校でのQ-U調査を2回実施、北区スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの配置、「いじめ対応」校内研修などを実施し、平成27年1月にはいじめ問題対応研修会を実施した。

4. 体験活動の充実

自然体験活動としては、移動教室・夏期施設等自然体験活動（小4～中1）を通して、自然の偉大さや美しさに出会ったり、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得したりすることで、思いやりの心や規範意識を育て、児童・生徒の「生きる力」の育成を図った。

また、地域社会の中で、望ましい人間関係を形成することや、一人ひとりが社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度を育てるとともに、キャリア発達を促すことを目的として、中学2年生を対象に5日間の職場体験活動を実施している。平成26年度は青森県下北郡東通村での宿泊による農業や畜産業などの職場体験を実施した。この職場体験活動を継続的・発展的に推進していくために「職場体験中央推進委員会」を開催し、学校・事業所・地域関係諸機関と連携を図っている。

《課題と今後の対応・方向》

3. 心の教育の推進

道徳授業地区公開講座をこれまで同様広く区民に公開し、学校と地域とが連携、交流する場を更に広げていく。

また、「心の教育推進委員会」や「人権教育推進委員会」での課題検討結果を各小・中学校で活かすとともに、地域と連携しながら児童・生徒の健全育成を図ることが重要である。引き続き、校内における人権教育や道徳教育の推進体制の充実を図るとともに、「健やかな子ども」や「北区人権教育推進だより」を発行して、児童・生徒の健全育成についての各方面への啓発を推進していく。あわせて、人権教育に造詣の深い講師、北区人権擁護委員等を講師に招へいする北区人権教育研修会を開催するなど、教員の人権感覚の向上をはかると共に、心の教育を推進していく。

いじめ問題の対策の一つとして、Q-U調査を実施し、配慮が必要な児童・生徒に対し早い段階で学校全体で対応することにより、未然防止を図っていく。

また、いじめ問題の対策は、心の教育の観点からだけでなく、安心して学べる環境づくりの観点からもとらえ、この問題で、子どもが万が一にも命を失うようなことのないよう、幅広く事業を展開していく。

さらに、「心の糧」としての読書活動の意義をより一層重視し、魅力ある図書館事業を推進するとともに、読書指導への取り組みをより一層充実させていく。

4. 体験活動の充実

宿泊事業については、遠隔地で行う事業であることから、事前の現地確認や準備はもとより、食物アレルギー対応として食事の素材の保護者に対する情報提供などに関して、学校と教育委員会が連携を緊密にとり、安全管理についてきめ細かく対応していくこととする。また、より充実した活動となるよう、児童・生徒の発達に応じたプログラムの改訂に努めていく。

社会体験活動については、今後も中学生の職場体験活動を充実させるため、学校、事業所、地域関係機関との一層の連携を図り、受け入れ可能な事業所を開拓していく。

《取組の方向（２）を推進するための主な指標》

◇自然体験活動の移動教室や夏季施設等宿泊事業の参加率

平成24年度

岩井臨海学園（中学校）87.2%

移動教室（小4）99.8%、自然体験教室（小5）97.5%、日光高原学園（小6）98.5%

平成25年度

岩井臨海学園（中1）90.9%

移動教室（小4）98.1%、自然体験教室（小5）98.8%、日光高原学園（小6）97.1%

平成26年度

岩井臨海学園（中学校）89.4%

移動教室（小4）97.4%、自然体験教室（小5）98.8%、日光高原学園（小6）98.2%

平成27年度（目標）

岩井臨海学園（中1）90.0%

移動教室（小4）100%、自然体験教室（小5）100%、日光高原学園（小6）99.0%

※平成25年度から岩井臨海学園の対象を中学1・2年から中学1年に変更

《取組の方向（２）を推進するための主な事業》

事業名	平成26年度予算（千円）	事業の概要
道徳教育の改善・充実	490	道徳授業地区公開講座の内容改善を図るとともに、道徳教育推進教師研修会を実施し、各校における道徳教育推進体制を確立する。また、心の教育推進委員会を実施し、子どもの健全育成を推進する。
人権教育の改善・充実	9,432	人権教育推進委員会を設置し、人権教育に関する教育内容・方法の充実・改善を図る。また、人権教育を学校全体として組織的・計画的に進めるため、全体計画及び年間指導計画を作成し各校における人権教育の充実を図る。
自然体験活動の充実	83,601	岩井移動教室や夏季施設などで自然体験活動を行い、自然や文化に親しみ情操を豊かにするとともに、集団生活を行うことにより、自立心・公德心・協調性などを育成する。
社会体験活動の充実	3,181	生徒が自らの進路選択・決定に必要な能力・態度を身に付けるために、中学校での職場体験の充実を図る。また、職場体験中央推進委員会を設置し、事業に関する広報活動や事業所開拓等の支援をして学校、事業所、地域関係諸機関との連携・協力を推進する。

【総合評価】

3. 心の教育の推進

心の教育の推進に関して、「北区教育ビジョン2010」策定に向けて行った保護者アンケートの中で、保護者が『公立学校の教育に求めるもの』を3つまで選ぶ設問に対する回答の第1位は、『心の教育の充実』であった。

このことから、公教育において子どもの規範意識や公共心・道徳心を高めていくため、引き続き道徳教育や人権教育の充実を図って「心の教育」を推進していく必要があり、人権教育推進委員会を設置し人権教育に関する教育内容・方法の充実・改善を目指して実践を重ねているところである。

引き続き、「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という強い決意のもと、「(仮称) いじめ防止条例」の制定に向けて、全児童・生徒及び保護者、地域とともにいじめ問題の解決に向けて取り組んでいくこととし、いじめの多寡やその問題がいじめかどうかを区別することに拘泥するのではなく、問題の解決に向けて真摯に取り組んだ学校や教員への評価を適切に行うことで、学校の取り組みを間接的に支援していく。

4. 体験活動の充実

子どもの豊かな心を育むとともに、児童・生徒が自然体験活動や社会体験活動等さまざまな体験活動を通じて「生きる力」を育成するため、学校・保護者・地域関係者と連携を図りながら、プログラムの更なる充実に取り組んでいくこととする。

視点：1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

取組の方向：(3) 健やかな体を育てる

主管課：教育指導課 関係課：学校支援課

《取組の方向(3)を推進するための重点施策》

5. 子どもの体力の向上

子どもの体力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通して、体育・健康に関する指導の改善・充実に取り組む。平成25年度は「中学校部活動の在り方検討委員会」を設置し、中学校部活動の活性化・健全化と存続について検討した。さらに、26年度も継続し、課題と支援策を検討する。

6. 学校における食育の推進

健やかな体を育てるため、家庭や地域社会との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて食育を推進する。

《重点施策の取組状況》

5. 子どもの体力の向上

体育巡回実技研修テキスト「陸上運動系」を基に、すべての区立小学校において体育実技研修会を実施し、体育科授業の改善を図った。体育・健康教育研修会においては、水泳指導に関する研修会や健康教育に関する研修会を小学校教諭、中学校教諭、初任者教諭を対象に実施した。

更に、全小・中学校の全学級において児童・生徒の体力・運動能力等調査を実施した。調査結果から課題を把握し、課題解決のために一校一取組（小学校においては、一学級一実践の取組）を実践することで、児童・生徒の体力の向上を目指している。

また、中学生による「東京駅伝」大会に出場する北区選抜選手については、北区スポーツコンダクター石野枝里子氏や箱根駅伝の出場経験のある座間紅弥氏をコーチに招き、練習会を開催した。

平成24年度から、改定された学習指導要領が全面実施されたことに伴い、中学校の保健体育においては全生徒が武道の学習をすることとなった。しかしながら、柔道の危険性が指摘されていることから、北区柔道会の協力のもと外部指導員を各中学校への派遣している。

平成26年度は、東京都で新たに新設された「オリンピック教育推進校」に稲付中学校・清水小学校・第三岩淵小学校・梅木小学校の4校が指定を受けて、取り組んでいる。

また、学校保健の研究ならびに普及発展を図ることを目的に、北区学校保健会を組織、

運営している。研究活動としては、2年間で1サイクルとして学校保健研究協力校・園を委嘱し、園児・児童・生徒の保健推進のための研究を実施し、その成果を毎年1月の学校保健大会で発表している。平成26年度の研究発表校は赤羽岩淵中学校で、研究テーマは「心身ともに健康で豊かな心を持ち、よりよい行動選択ができる生徒の育成をめざして」であった。

日頃の疾病等への対応は以下のとおり取り組んでいる。

- ① 疾病の予防：学校は学校医と連携を密にし、早期発見・予防及び事後指導の徹底に努めている。
- ② 感染症への対応：教育委員会は保健所と連携し、地域の流行動向に関する助言を得られる体制を整えているほか、都区内の感染情報、動向を早期に各学校へ提供し、流行前の予防、拡大防止に努めている。
- ③ アレルギー疾患のある児童・生徒への対応：平成25年度、北区のアレルギー疾患への対応【簡易マニュアル】を作成、配布した。学校内で適切に対応できる体制が確立したので、平成26年度末までに北区立小・中学校アレルギーにおけるアレルギー疾患への対応【簡易マニュアル】を印刷し、全教職員へ配布する。
- ④ 心の問題への対応：必要時に学校精神科医による専門的助言を受けられる体制を整備している。

6. 学校における食育の推進

食育リーダーと学校栄養職員を中心に、学級担任等との連携を充実することや多様な指導の工夫を図るため、食育リーダー・学校栄養士研修会を実施している。平成26年度は医療法人社団ほくとクリニックの金子清志院長を招き、「学校給食と食物アレルギー」をテーマとして、講演及び研修を行った。

学校給食を活用した食育については、北区教育広報紙「くおん」で毎号、学校給食メニューを紹介したほか、家庭配付用献立表において栄養価、食材を表示し、バランスのとれた、健康によい食事の摂り方の参考となる情報を発信している。

給食に関しては、栄養士が多種多様な給食献立を立案し、バイキング献立など子ども自身が栄養を考えて給食を選択する能力を養うとともに、ランチルームのある学校では、異学年児童・生徒とともにコミュニケーションを図り、楽しく給食を摂れる取り組みを進めた。

そのほか、季節行事に合わせた行事食や旬の食材を取り入れた献立及び和食献立など食文化に繋がるような給食となるよう工夫をしている。

また、調理過程で出る調理くずや給食の残菜は、生ごみ処理機を使ってコンポスト（有機質肥料＝堆肥）をつくり、食品リサイクルとごみの減量化を図っている。

更に、学校給食を提供する上で重要な衛生管理を徹底するために、学校栄養職員に対して衛生講習会を開催し、衛生面での管理について注意・喚起して意識の向上を図っている。

《課題と今後の対応・方向》

5. 子どもの体力の向上

引き続き、体育実技研修会等の充実を図り、体育科の授業改善を推進する。また、一校一取組の成果や体力・運動能力等調査結果を教育研究会体育部で活用し、さらに指導方法の改善・充実を図っていく。

また、「東京駅伝」大会を将来的に小・中学生のあこがれの大会となるように位置付けて支援していく。それに向けて走ることや体を動かすことが「楽しい」「素晴らしい」と思えるような体力向上策を、教育研究会の体育部を中心に計画し、実践することを目指していく。

中学校における武道の必修化に伴い安全な授業を実施するため、教員への実技研修や専門性の高い指導員による支援を充実させていく。

児童・生徒の健康問題については、定期健康診断等を通して把握できる疾病等のほか、近年はアレルギー疾患、発達障害や不登校等の「こころ」の問題など、多岐に渡り個別化が見受けられるようになった。疾病異常調査の推移から児童・生徒の全体的健康状況を把握するとともに、必要に応じて生活管理指導表の提出を促すなど、学校生活が安心・安全に行われるよう構築されたシステムを、更に強化していくことに加えて、きめ細やかな個別対応の実施が求められている。

また、麻しん、新型インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症は、学級閉鎖等、学校生活そのものに大きな影響を及ぼすこととなるため、発生動向等、早期の情報収集及び提供、地域内の情報の共有化に向けた体制整備を更に推進し、感染拡大防止に努めていく。

6. 学校における食育の推進

平成23年度に「食に関する指導の全体計画」を全ての小・中学校で作成した。それと合わせて「食に関する指導の年間計画」を小学校は平成23年度に、中学校は平成24年度に作成した。引き続き、各学校では「全体計画」・「年間計画」に基づき全教育活動を通して、食育の推進を目指していく。

《取組の方向（3）を推進するための主な事業》

事業名	平成 26 年度予算（千円）	事業の概要
体育・健康に関する指導の改善・充実	（予算は、取組の方向(5)「教員研修の充実」「研究活動支援」経費に含まれる。）	<p>体育実技研修会等の充実を図り、体育科の授業改善を推進する。また、「スポーツ教育推進校」（中学校）や「生活習慣や運動習慣等定着実践研究モデル校」（小学校）を指定して研究し、その成果を各校で共有する。</p> <p>あわせて、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用して課題を把握し、学校における体育・健康指導の改善・充実を図る。</p>
学校保健教育の充実	学校保健会予算 1,147 千円	<p>子どもたちが自ら健康的な生活習慣を身につけるため、健康教育研修会、保健主任・養護教諭研修会を実施し、保健学習や保健指導を中心とした学校保健教育の充実を図る。</p>
食育リーダーを中心とした食育の推進		<p>食育推進委員会を設置して食に関する指導内容の充実を図り、食育リーダーを中心とした食育を推進する。</p> <p>あわせて、食育研究指定校を指定して研究し、その成果を各校で共有する。</p>
学校給食を活用した食育の推進		<p>食育リーダー・学校栄養士研修を実施し、食育リーダーと学校栄養職員を中心にして学級担任等との連携の充実や多様な指導の工夫を図る。</p> <p>また、学校給食を通して、楽しく食事をする事、健康に良い食事の摂り方などの望ましい食習慣の形成を図る。</p>

《取組の方向（3）を推進するための主な指標》

平成 26 年度体カテスト結果（東京都・北区の比較）

校種	学年		身長 (cm)	体重 (kg)	座高 (cm)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50M走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール・ハンドボール投げ (m)	体力合計点	
			平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	
男子	1年	東京都	116.8	21.1	64.9	9.0	10.8	25.7	26.4			16.2	11.5	111.3	7.8	29.1
		北区	116.8	21.1	64.9	9.0	10.6	25.2	26.8			15.5	11.3	110.9	7.5	28.9
	2年	東京都	122.8	23.6	67.7	10.7	13.7	27.3	30.2			26.4	10.6	122.9	11.4	36.7
		北区	123.3	23.8	68.1	10.8	13.6	27.7	31.0			25.4	10.5	121.4	11.7	36.9
	3年	東京都	128.5	26.6	70.4	12.6	15.9	29.3	34.1			35.2	10.1	133.5	15.2	43.1
		北区	128.7	26.8	70.6	12.6	15.2	29.5	35.1			33.7	10.0	132.5	14.8	43.1
	4年	東京都	133.8	29.9	72.7	14.5	18.0	31.2	38.1			43.4	9.6	142.8	18.8	48.9
		北区	134.0	29.9	72.9	14.5	17.8	31.2	39.4			42.7	9.5	141.8	19.0	49.2
	5年	東京都	139.2	33.5	75.0	16.6	19.9	33.5	41.9			51.0	9.3	151.7	22.3	54.4
		北区	139.8	34.0	75.4	16.6	19.3	33.0	42.6			50.4	9.2	150.7	22.6	54.3
	6年	東京都	145.4	37.8	77.7	19.5	21.9	35.8	45.1			58.4	8.9	162.4	26.1	60.1
		北区	145.7	38.4	78.0	19.9	21.6	35.5	45.5			59.6	8.8	162.3	27.1	60.6
	中学校	1年	東京都	152.9	43.1	81.2	23.1	23.5	37.1	47.9	428.6	65.6	8.6	174.7	17.6	31.7
			北区	153.3	43.4	81.6	23.3	23.6	34.0	46.8	434.6	67.6	8.7	170.6	17.3	30.1
		2年	東京都	160.2	48.2	84.9	28.6	27.1	41.1	50.8	393.2	81.6	8.0	191.0	20.4	39.9
			北区	160.5	49.0	85.5	28.8	26.7	38.3	49.7	405.4	80.5	8.1	188.4	20.2	38.2
		3年	東京都	165.7	53.2	88.1	33.7	29.2	44.5	53.4	376.7	88.9	7.6	205.2	22.9	46.6
			北区	165.8	53.5	88.2	34.4	28.7	42.3	52.8	384.3	86.8	7.7	201.3	22.9	45.2
女子	1年	東京都	115.8	20.7	64.4	8.4	10.4	28.3	25.3			13.5	11.8	104.0	5.3	29.0
		北区	116.1	20.8	64.7	8.7	10.6	28.7	26.4			13.2	11.6	104.2	5.3	29.9
	2年	東京都	121.7	23.1	67.2	10.1	13.2	30.5	28.9			20.0	10.9	115.2	7.1	36.9
		北区	122.3	23.2	67.7	10.1	13.0	30.8	29.5			19.6	10.8	114.4	6.9	37.0
	3年	東京都	127.5	26.0	70.0	11.8	15.2	32.9	32.4			25.6	10.4	125.6	9.1	43.4
		北区	127.7	26.3	70.2	11.9	14.3	33.3	33.7			24.2	10.2	126.1	9.0	43.6
	4年	東京都	133.6	29.3	72.7	13.7	17.2	35.1	36.3			32.6	9.9	135.3	11.1	49.5
		北区	133.7	29.7	72.9	13.5	16.6	35.1	37.4			32.6	9.8	133.3	11.5	49.6
	5年	東京都	140.3	33.4	75.8	16.1	18.6	38.1	39.6			38.8	9.5	144.5	13.1	55.3
		北区	140.9	34.1	76.4	16.3	18.4	37.9	40.7			38.2	9.5	143.2	13.7	55.6
	6年	東京都	146.9	38.3	79.2	19.1	19.9	40.9	42.1			44.0	9.2	152.6	14.9	60.3
		北区	147.2	38.8	79.6	19.3	19.0	40.4	42.4			42.8	9.1	150.1	15.2	60.0
	中学校	1年	東京都	152.3	43.2	82.2	21.3	20.3	41.7	44.1	307.4	47.2	9.1	159.1	10.9	41.6
			北区	152.9	44.4	83.0	21.4	19.7	39.5	42.7	309.4	43.8	9.2	152.9	10.6	39.4
		2年	東京都	155.7	47.5	84.7	23.6	22.7	42.2	44.4	289.8	50.7	8.8	161.1	12.1	45.9
			北区	155.3	46.5	83.9	23.4	22.8	43.8	45.3	291.9	54.7	8.9	163.8	12.2	46.8
		3年	東京都	156.9	49.3	84.9	24.7	23.9	45.6	45.9	294.6	55.7	8.8	166.0	13.1	49.1
			北区	157.3	50.0	85.4	24.7	22.8	44.6	44.7	298.0	56.8	8.9	160.5	13.1	46.9

※ 中学校・高等学校は持久走と20mシャトルランから1種目を選択して実施します。小学校は全員20mシャトルランを実施しています。

※ ボール投げについては、小学校がソフトボール投げ、中学校がハンドボール投げです。

※ 体力合計点の人数は、8種目全てのデータを提出した児童・生徒数です。

平成26年度 食育リーダー設置状況等調査書

1 食育リーダー設置状況

学校区分	学校総数	食育リーダー設置校数
小学校	37	37
中学校	12	12

2 食育推進チーム設置状況

学校区分	学校総数	食育推進チーム設置校数
小学校	37	37
中学校	12	12

3 食に関する指導の全体計画作成状況

学校区分	学校総数	食に関する指導の全体計画作成校数
小学校	37	37
中学校	12	12

4 食に関する指導の年間指導計画作成状況

学校区分	学校総数	食に関する指導の年間指導計画作成校数
小学校	37	37
中学校	12	12

【総合評価】

5. 子どもの体力の向上

児童・生徒の体力水準が全体的に低下傾向にあることは重大な課題である。児童・生徒が学校の教育活動の中で積極的に運動に取り組めるよう、引き続き一校一取組を推進していく必要がある。

あわせて、学校保健研究協力校制度を継続し、協力校における健康保持・増進のための取り組みを全区的に共有していくよう努めるとともに、子ども達が健康的な生活を獲得できるよう、保護者向け研修会等を開催し、家庭の意識を高めていく必要がある。

6. 学校における食育の推進

児童・生徒が、心身の調和のとれた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣を形成することが必要である。学校の教育活動を通じて、家庭と連携をとりながら今後も食育の推進を図っていくこととする。

取組の方向：(4) 個に応じた教育を推進する

主管課：教育指導課

《取組の方向(4)を推進するための重点施策》

7. 特別支援教育の推進

発達障害を含む障害のある児童・生徒の適切な就学を推進し、特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自分らしく輝くことのできる多様な教育を展開していく。特に通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制の整備、必要に応じた特別支援学級の整備、校内体制への支援や関係機関との連携体制の整備など、全ての小・中学校における特別支援教育の推進を目指す。

《重点施策の取組状況》

7. 特別支援教育の推進

① 発達障害を含む障害のある児童・生徒等に対して適切な教育を行うため、平成19年度に策定した「北区特別支援教育推進計画」を見直し、平成24年度に策定した「第二次北区特別支援教育推進計画」に基づき、北区の特別支援教育のさらなる推進を図っている。

② 情緒障害等通級指導学級の通級利用数が著しい増加傾向にあり、この傾向は今後も続くものと推測される。

東京都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月）において、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、在籍校・在籍学級における支援体制を整備する「特別支援教室構想」を提案した。この構想を進めることは、本人の障害による困難な状況の改善及び級友等の理解啓発を図る観点からも重要であり、発達障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加を支援する上で大きな意義がある。そのため、北区では平成24年度から平成26年度までの3年間、東京都教育委員会が示した「特別支援教室モデル事業」を引き受け、平成24年度に特別支援教室モデル事業検証委員会を立ち上げて従来の「子どもが動く」というシステムから、「教員が動く」巡回指導型の新たなシステムへと転換するための検討を進めてきた。児童・生徒個々の発達段階や障害の特性等に応じて、きめ細かく対応している現状に加え、巡回指導の実施により、在籍学級担任との連携がより密になり、個に応じた対応が充実し、早期に課題の克服や学級への適応につながる傾向にある。同時に、在籍校教員の特別支援教育に対する理解や具体的な支援のあり方等の啓発も進んでいる。

③ これまで、東京都立特別支援学校に入学した区内在住の児童・生徒については、居住

する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、地域や小・中学校との交流を通じて地域とのつながりの維持・継続を図る「副籍制度」を推進してきた。東京都は、この制度をより強固なものとするため、「共生地域」を新たな理念とし、全員が「副籍」を持つことを前提に、区の就学相談段階で地域指定校を提示し決定していくこととし、平成27年度から副籍制度の推進、充実に向けた指針に基づいて実施していく。

北区では、東京都の要請により、モデル地域として他区市に先駆けて平成25年度よりこの制度を試験的に導入し、区内にある都立特別支援学校と連携を図り、区立の小・中学校での取り組みの充実を図っている。

《課題と今後の対応・方向》

7. 特別支援教育の推進

東京都は、「東京都特別支援教育推進計画」の「第三次実施計画」を平成22年11月に策定した。発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開することなどを基本理念としている。

また、「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布・施行された。同法第16条では、年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととされた。

北区では、引き続き特別支援教育のさらなる推進を図るために「第二次北区特別支援教育推進計画」に基づき、具体的な事業を展開していく。LD（学習障害）の児童・生徒のなかには、読み書きを苦手とする場合があり、教材の工夫などによる個別の支援が必要である。そのため、平成25年度から2年間にわたり、LD（学習障害）児への指導の充実のため、研究校と指導法開発校を設定し、研究開発を進めてきた。

また、これからの特別支援教育の基本的な考え方については、障害の有無にかかわらずすべての児童・生徒にも拡充し、一人ひとりの個別の教育的ニーズに対応した指導、支援のあり方として発展させていく必要があり、「共生地域」の理念に基づき、地域と学校、保護者が一体となって広く事業を展開していくことが求められている。

《取組の方向（４）を推進するための主な指標》

1. 平成26年度の特別支援学級の設置学校数等の状況、特別支援学級の児童・生徒数については、【表1】のとおり。

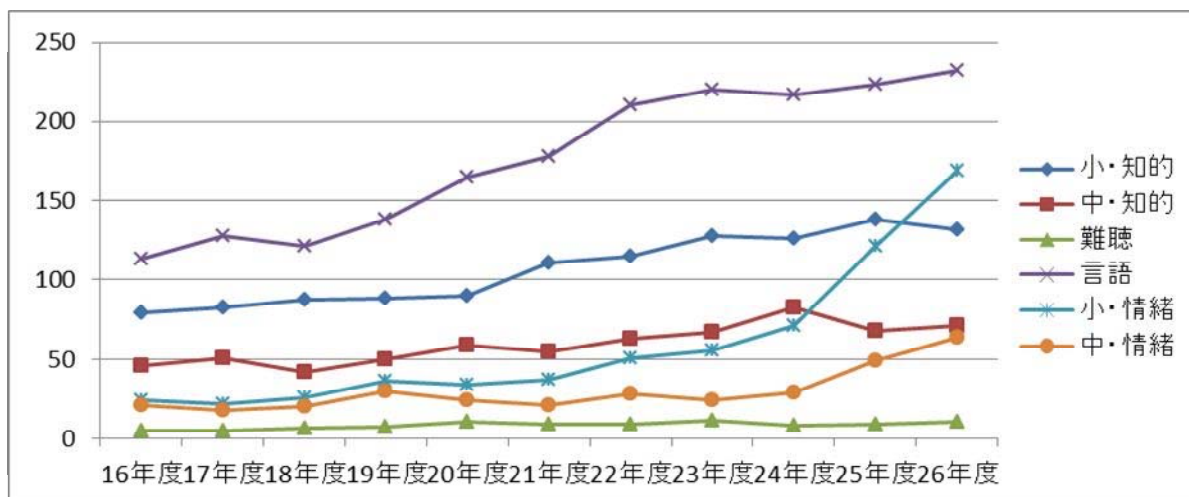
【表1】特別支援学級の設置学校数等

平成26年5月1日現在

学級種別	障害種別	学校種別	学校数	児童・生徒数
固定学級	知的障害	小学校	9校	132人
		中学校	5校	71人
通級指導学級	難聴	小学校	2校	10人
	言語障害		3校	232人
	情緒障害等	小学校	5校	169人
		中学校	2校	64人

2. 年度別推移【表2】の特徴としては、平成16年度と比較すると、小学校の知的障害：1.7倍、中学校の知的障害：1.5倍、言語障害：2.1倍、小学校の情緒障害：7.0倍、中学校の情緒障害：3.0倍と増加の傾向にある。小学校の合計の推移をみても221名から543名と2.5倍に、中学校の合計の推移をみても67名から135名と2.0倍に増加している。

【表2】特別支援学級の児童・生徒数の年度別推移



3. 通常の学級に在籍する発達障害（LD、ADHD（注意欠如・多動性障害）、高機能自閉症等）の児童・生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行っている。専門委員会が巡回指導を必要と判断した平成25年度の児童・生徒数は、北区の児童・生徒数の0.45%にあたる。

【表3】平成21年度以降に専門委員会が巡回指導を必要と判断した児童・生徒数

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人 数	66件	74件	66件	75件	73件

《取組の方向（４）を推進するための主な事業》

事業名	平成 26 年度予算（千円）	事業の概要
就学相談体制の充実	21,320	発達障害を含む障害のある児童・生徒の適切な就学を推進するための就学相談を行う。
特別支援教育体制の充実	125,256	平成 19 年 3 月に策定した「北区特別支援教育推進計画」を見直し、平成 24 年度「第二次北区特別支援教育推進計画」を策定した。 平成 25 年度から同計画に基づき、特別支援教育を推進している。
保育園、幼稚園、療育機関等との連携による就学児支援		知的障害のない肢体不自由児（認定就学者）の児童・生徒に介助員の配置を行うとともに、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への巡回指導講師派遣及び教材教具の支援など、すべての小・中学校における特別支援教育の推進を図る。 あわせて、学校体制への支援、教職員及び巡回指導講師等非常勤職員への研修を実施し、スキルアップを図る。
通級指導学級の通・退級基準を明確にした通級支援委員会の実施		小学校等への就学にあたり、希望する保護者が子どもの成長・発達のうえで気がかりなこと及び幼稚園・保育園等で進めてきた指導・支援の内容を「就学支援シート」によって就学先に引き継ぎ、就学後の学校生活をより適切にするために作成する。特に発達障害の早期発見早期支援を目的とし、幼稚園・保育園等と連携を図る。
		通級児童が増加する中、有効な通級指導を行うため、明確な通・退級基準に基づき、学識経験者、医師、臨床心理士等専門家を加えた通級支援委員会での審議・判定を実施する。

【総合評価】

7. 特別支援教育の推進

これまでの推進計画の理念を継承しつつ、北区の特別支援教育の一層の充実を図るため、「第二次北区特別支援教育推進計画」を平成 24 年度に策定した。平成 25 年度以降は同計画に基づき、北区の特別支援教育の一層の質的な充実を図っていく。

また、通級指導学級に通級する児童・生徒の増加に対応するため、平成 22 年度に通級指導学級設置検討委員会を設けて通級指導学級の適切な設置に向けた検討を重ね、平成 24 年度に八幡小学校に通級指導学級、平成 26 年度に柳田小学校と滝野川第三小学校に巡回指導の拠点を開設したところである。

今後も引き続き、特別支援学級教員の専門性、資質の向上を図るとともに、新たな形である教員が動く指導體制のあり方を検討していくこととする。

視点：1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

取組の方向：(5) 教員の資質・能力の向上を図る

主管課：教育指導課 関係課：教育政策課、学校支援課

《取組の方向(5)を推進するための重点施策》

8. 教員研修の充実と研究活動支援

教員研修を充実させるとともに研究活動を支援することで、教員の専門性や指導力の一層の向上を図っていく。

9. 教師力向上応援プロジェクト

校務の情報化、スクールソーシャルワーカー活用によって教員の負担を軽減するとともに、ICT活用力を向上させる研修などにより、教員が子どもと向き合うための時間を増やしていく。

《重点施策の取組状況》

8. 教員研修の充実と研究活動支援

多様化・複雑化する教育課題に対応するため、平成26年度には「道徳教育推進教師研修」や「キャリア教育推進研修」を含め35種類の教員研修を実施したほか、新たな教育課題への対応を図るために「学級経営スタートアップ講座」「教育課題研修（通常学級における特別支援教育の充実を目指して）」を実施し、教員の情報共有や研究協議を行った。

研究指定校等については平成26年度新たに、研究指定校として浮間中学校、稲田小学校を指定し、研究協力校として王子第五小学校、王子第三小学校、滝野川小学校、滝野川第三小学校を委嘱した。そして、王子桜中学校サブファミリー（王子桜中学校、王子小学校、東十条小学校）、飛鳥中学校、王子第五小学校、豊川小学校、清水小学校、八幡小学校、滝野川第二小学校が研究発表を行う。

研究指定校・研究協力校以外のすべての幼稚園、小・中学校においても、各教科・領域等及び多様な教育課題に関する研究主題を設定し、校（園）内研修に取り組んでいる。

平成22年度から北区教育委員会の内部機関として位置付けた教職員悉皆の「北区教育研究会」は、平成23年度に、幼小中の一貫性・連携を重視した研究部会に組織を再編した。合同の研究授業の実施や教員の交流をさらに活発にし、研究活動の充実を図っている。

教職経験の浅い「若手教員」を育成するための研修については、通所研修、校内研修に加え、初任者から三年次の教員一人ひとりに担当の教育指導員（退職校長）を決め、年間2回以上の直接指導を受けるようにしている。

各段階の研修の主なねらいは、初任者が「基本的な指導スキルの習得」、二年次が「実践

的な指導力の育成」、三年次が「危機的状況を含めた対応力等の拡充」である。

また、数学専任の教育アドバイザーが全区立中学校を巡回し、数学専科の教員へ指導・助言を行っているほか、理科教育アドバイザーが全区立小・中学校を巡回し、理科を指導する教員へ指導・助言を行い、外国語教育アドバイザーが全区立小・中学校を巡回し、外国語活動を指導する教員と外国語（英語）専科の教員へ指導・助言を行っている。それぞれ、指導案の検討、授業観察に基づく具体的なアドバイスや研修等を行い、教員の授業力向上を目指している。加えて、情報教育アドバイザーを各校に派遣し、教員がICTを活用した授業を行うための操作技能の研修や校務の情報化に関わる技術的な支援や研修を行っている。

更に、東洋大学の学生を小学校5校に往還型教育実習生として、帝京大学から養護教諭養成の一環として年間3校6名を学校保健実習生として受け入れている。また、東京家政大学の教職課程の実践講座に指導主事を派遣し、講義を行うなど教員養成の段階から近隣の大学と提携した研修も行っている。

加えて、平成24年度からは、いじめ防止とともに体罰禁止を掲げ、すべての学校から暴力や暴言など、児童・生徒の人権を軽視した行為を根絶するための教員への指導や研修の強化を図っている。

9. 教師力向上応援プロジェクト

教職員の校務負担軽減を図り、教職員の授業準備の時間や児童・生徒と向き合う時間を増やして教育の質の向上を目指すため、平成24年度から区立学校において「校務支援システム」を導入した。同システムの構築にあたっては学校現場の教職員の参画も得たところであるが、運用にあたっては、教職員向け操作研修会を実施したほか、コールセンターや教育委員会事務局に寄せられる質問等に丁寧に対応するなど、サポートに万全を期している。

ICT機器の整備に関しては平成25年度から3か年で中学校全教室に電子黒板の整備を進めている。また、平成26年度は、小学校13校でパソコン教室用の機器更新を行った。

また、授業におけるICTの利活用を積極的に進めるため、夏季休業期間中には教員を対象としたICT活用研修を15回実施したほか、小・中学校全校でのICT研修を支援するため、情報教育アドバイザーを各校へ年1回派遣し、授業でのICT活用促進と校内でのICT活用研修の実施を支援した。

さらに、情報教育の研究協力校である豊川小学校は、ICT機器の活用事例や授業の改善事例等実践研究を行いその成果を平成26年度に発表した。

スクールソーシャルワーカー活用事業については、平成25年度より教育相談所に3名配置し、家庭問題に係わる学校からの相談に速やかに対応できるよう充実を図った。また、学校と保護者間に係る相談に関して、学校の必要に応じて教育委員会事務局が行政書士及び弁護士へ取り継ぐ体制を整えた。

また、区立小・中学校における児童・生徒のいじめや虐待、経済状況に起因する貧困等の生活指導上の問題などで、複数の関係機関が連携して支援する必要があると判断される

ケースについて、学校、警察署、北児童相談所、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）、北区保護司会、北区民生委員児童委員協議会（主任児童委員）等が、相互に連携して対応するための「北区サポートチーム」を発足させた。

《課題と今後の対応・方向》

8. 教員研修の充実と研究活動支援

多様化・複雑化する教育課題に対応するため、引き続き教員研修や連絡会の充実を図っていく。

また、新たに研究指定校・研究協力校を指定してその研究成果を発表し、学校での問題解決に役立て、学校教育の充実を図っていく。そのための研究活動に対する人材・物的な支援を積極的に行っていく。

幼稚園・小学校・中学校の一貫教育の推進を図るためには、それぞれの教員同士の交流が積極的に行われることが重要である。そのために北区教育研究会の運営方法や研究活動の情報共有の仕組みについて検討し、必要な改善を図っていく。

また、近隣の大学等との提携による研修の充実、実践的な危機管理能力や突発的な事故や災害への対応力を育成する研修の充実を図っていく。

9. 教師力向上応援プロジェクト

北区では、学校のICT機器の整備を進めてきたが、校内LANの敷設から10年が経過し、ネットワークに関わる故障が増加してきている。また、当初導入した無線LANの規格も通信速度が遅く、最新のICT機器を導入しても十分な性能が発揮できず教育の推進に支障をきたす恐れがあることから、機器更新を検討する必要がある。

校務の情報化や校務負担の軽減のために導入した校務支援システムは、本年度で導入から3年目となり学校現場の操作の習熟度は高まってきているが、年に一度しか行わない作業などは十分に定着しているとはいえ、スクールサポーターの巡回指導などの支援を続けていく必要がある。

その一方で、ICT機器の普及により、パソコン教室でのICT活用教育だけでなく、普通教室等での大型テレビや電子黒板などICT機器を授業に活用することが大きな課題となっている。これらICT環境の整備には多額の予算が必要となるため、基本計画や教育ビジョンに位置付けて導入効果を充分見極めながら計画的に推進を図っていく。

スクールソーシャルワーカー活用事業では、児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置してきた。また、教育相談員や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携して相談等の対応を図り、実態に即したきめ細かな対応を目指し、必要な体制を引き続き整備していく。

平成24年度に発足した「北区サポートチーム」については、関係機関相互の連携を密にして支援体制を強化していくこととする。

《取組の方向（５）を推進するための主な事業》

事業名	平成 26 年度 予算（千円）	事業の概要
教員研修の充実	6,049	国や都の指定研修等のほか、区独自にも多様な研修を実施する。特に、新たな教育課題に対応するための研修を順次組み入れるなど、教員の資質・能力の向上を図る。
研究活動支援	13,144	研究指定校及び研究協力校が区内共通の課題を研究し、解明に努め、その成果を発表することで北区全体の学校教育の向上を図る。その他の学校においても、自校の教育指導上の諸課題を基に研究主題を設定して、自主的に研究し解明に努める。また、北区教育研究会を設置し、会員相互の資質向上を図るための各研究部会、講演会、研究発表会を実施する。
I C T機器の整備（校務支援システムの導入を含む）	386,729 うち PC・電子 黒板経費 290,084	全ての教職員に対して一人1台整備されている校務用パソコンに、校務支援システムを導入して校務文書や教材の共有化を図るとともに、校務負担の軽減を進める。また、電子黒板、実物投影機等の I C T機器を整備し、魅力ある授業づくりを推進していく。
情報教育アドバイザーの派遣	（上記「教員研修の充実」経費に含まれる）	情報教育アドバイザーを各学校へ派遣し、I C T機器の授業での効果的な活用を支援するなど、教員の I C T活用指導力の向上を図る。
スクールソーシャルワーカー活用事業	11,591	学校だけでは解決困難な児童・生徒の家庭環境問題や保護者からの要望・要求等に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置や、教育相談員や関係機関等との相談体制を確立する。

【総合評価】

8. 教員研修の充実と研究活動支援

一人ひとりの教員の専門性や指導力の向上は、学校教育の充実・向上に必要不可欠である。今後も教員研修の充実と研究活動の支援を重視していくこととする。

北区教育会から北区教育研究会へ移行して5か年経過した。移行期を経験した教員が少なくなる中でもう一度その意義について見直し、よりよい授業研究が行われるように、引き続き、教育研究会の円滑な運営に向けて支援を行っていくこととする。

体罰根絶については、未だに児童・生徒への暴力的行為や暴言などがゼロにはなっていない。今後とも引き続き取組を進めていくこととする。

9. 教師力向上応援プロジェクト

I C T機器の整備については、電子黒板を平成25年度から3年計画で中学校全教室への導入を進めている。また、学校と密に連絡を取りながら平成26年度予定分のパソコン

教室用パソコン更新作業を計画どおりに完了した。今後は、校内のネットワーク設備の更新を検討していくとともに、パソコン教室でのICT活用教育だけでなく、普通教室等で電子黒板などのICT機器を授業により有効に活用することについて検討していく必要がある。

校務支援システムについては、校務負担軽減を目的に導入したものであり、運用は定着しつつあるが、今後もスクールサポーターの派遣や研修の実施など教職員に対するサポートに万全を期し、学校現場に混乱をきたすことがないように配慮していく必要がある。また、運用方針については学校現場の意見を取り入れる必要があるので、定期的に事務局と教職員で会議を行っていく。

スクールソーシャルワーカー活用事業に関しては、平成23年度に教育相談所に2名配置したが、相談件数の年々の増加と相談の効率化を図るために、平成25年度より区内を赤羽・王子・滝野川の3地区に分け、それぞれを担当するために1名を増やし、3名体制とした。また、教育相談員や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携、仲介、調整等の機能が不可欠であり、スーパーバイザーによる研修や指導・育成等の更なる体制の強化も検討していく必要がある。

視点：1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

取組の方向：(6) 社会で活躍する子どもを育てる

主管課：教育指導課 関係課：学校支援課

《取組の方向(6)を推進するための重点施策》

10. 英語が使える北区人の育成

小・中学生の英語に触れる機会を積極的に増やして、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成する。

11. 社会の変化に主体的に対応できる力の育成

学校の教育活動全体を通じて、社会の情報化や環境問題、産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化など、現代を取り巻く社会問題に主体的に対応できる力の育成を図る。

《重点施策の取組状況》

10. 英語が使える北区人の育成

小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに児童・生徒のコミュニケーション能力を高める授業を実施している。

小学校では1～4年生が年間20時間、5・6年生が年間35時間、中学校では新学習指導要領の全面实施に伴い、1・2年生に年間35時間、3年生に年間25時間、ALTを配置している。

さらに、小学校から中学校への外国語教育の円滑な接続と外国語教育の質の向上を図るため、北区独自の外国語活動カリキュラムを実施している。また、外国語教育アドバイザーを全小・中学校に派遣して巡回指導（小学校年2回、中学校年3回）を実施し、その状況も踏まえ、外国語活動カリキュラムの修正・改善を行った。

また、アメリカの学校との交流や家庭でのホームステイを通して海外の学校や一般家庭の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れるとともに、その成果を北区の国際理解教育に役立てるため、米国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市セブンヒルズスクールと平成11年度から海外交流事業を実施している（事業開始は昭和63年度から）。平成26年度は、20名のセブンヒルズスクールの生徒を受け入れ、派遣では区立中学校26名が派遣生として現地の人々との交流を通して友好を深めた。また、平成26年度は節目としてセブンヒルズスクールからのお招きに応え、教育長と教育指導課長が現地で交流の様子を視察し、今後の事業のあり方について意見を交わした。

イングリッシュ・サマーキャンプについては、平成25年度から英語の習熟度を考慮の

上、対象を中学2年生とし、プログラム内容と教育課程の整合性を図ることで生徒の興味や関心を更に高め、一層効果的な活動となるよう実施した。

1 1. 社会の変化に主体的に対応できる力の育成

情報教育については、授業におけるICT機器の利活用を積極的に進めるために、夏季休業期間中に教員を対象としたICT機器活用研修を15回実施したほか、全小・中学校でのICT機器の実践を支援するため、情報教育アドバイザーを各校へ年1回派遣し、授業でのICT機器の活用を推進した。また、全小・中学校の情報教育担当者を対象とした「情報教育担当者連絡会」を年2回実施し、各中学校における情報教育の実態・課題を把握し、必要な支援等について検討した。

さらに、研究協力校の豊川小学校の実践研究や教育研究会ICT教育研究部の研究授業の研究支援を行った。

また、区立小学校5年生が家庭における環境に配慮した行動「夏休み小学生の環境活動自己診断（環境課）」を夏季休業期間に実践している。

キャリア教育に関しては、北区小中一貫教育方針を踏まえ、社会的・職業的自立に必要な能力を育成するために小学校段階からのキャリア教育のあり方と推進について、教員を対象とした進路指導主任研修会（中学校・年4回）及びキャリア教育研修会（小学校・年2回）を実施した。

また、中学2年生を対象に5日間の職場体験活動を実施しているが、平成26年度新たな試みとして浮間中学校生徒6名が青森県東通村へ宿泊を伴った農林水産業などの職場体験を実施した。

この職場体験活動を継続的・発展的に推進していくために「職場体験中央推進委員会」を開催し、学校・事業所・地域関係諸機関と連携を図っている。

《課題と今後の対応・方向》

1 0. 英語が使える北区人の育成

今後も小・中学校のALTの配置を継続しつつ、義務教育9年間をスパンとした一貫したカリキュラムを基に、地域や学校及び児童・生徒の実態に応じて指導内容や指導方法の工夫を図ることが必要である。合わせて教員研修の実施や、外国語教育アドバイザーによる授業観察、指導・助言を継続し、教員の授業力の向上を図るとともに、小中一貫教育カリキュラムの評価を行い、更なる改善を図っていく。

イングリッシュ・サマーキャンプについては、遠隔地で行う事業であることから、引き続き事前の現地確認や周到な準備を行うとともに、保護者に対して安全面に関する正確な情報提供を行うなど、学校と教育委員会が連携を緊密にとり、安全管理についてきめ細かく対応していく。また、英語の習熟度を考慮の上、対象を中学2年生とした。引き続き、生徒の興味や関心を更に高めるようプログラム内容を見直すなど、一層効果的な活動に改善していく。

何をもって「英語が使える北区人」とするか、現時点での評価指標としては、北区基礎・基本の定着度調査結果のみである。今後、評価指標についても明確化する必要がある。

また、米国セブンヒルズスクールとの海外交流事業が10年以上たったことから、プログラムの評価を行い、その充実を図る必要がある。

1 1. 社会の変化に主体的に対応できる力の育成

授業におけるICT活用を促進するため、各小・中学校への情報教育アドバイザーの派遣を継続する必要がある。しかし、全校への情報教育アドバイザーの派遣回数を増加することが困難であるため、研究指定校や研究協力校をモデル校として積極的な支援を行い、ICT活用事例等実践・検証した結果を全小・中学校で共有し、授業改善に効果なICT活用を拡大していく。あわせて、教員がICT機器をいつでも必要な時に活用できる環境を整えていくこととする。

地球環境問題が深刻化していることを踏まえ、家庭や地域社会と連携し、学校全体で子どもの発達の段階に応じた地球環境や地域環境、リサイクル等の環境学習を引き続き実践していく。

今後も教員を対象とした「キャリア教育推進研修」の充実を図るとともに、中学生の職場体験活動を充実させるため、学校、事業所、地域関係機関との一層の連携を図り、受け入れ可能な事業所を開拓していく。

《取組の方向（6）を推進するための主な指標》

◇外国語指導助手配置実績

	22年度	23年度	24年度	25年度
配置時間数（小）	2,559 日間	2,652 日間	2,657 日間	2,648.5 日間
配置時間数（中）	3,411 時間	3,672 時間	4,364 時間	4,728 時間

◇イングリッシュ・サマーキャンプ

平成22年度

参加率 86.6% 継続交流実施校数 1校

平成23年度

交流プログラム：実施校数 8校

※平成23年度は、東日本大震災の影響によりサマーキャンプは中止し、代替として交流プログラムを実施した。

平成24年度

参加率 82.7% 継続交流実施校数 4校

平成25年度

参加率 80.1% 継続交流実施校数 5校

平成26年度

参加率 87.6% 継続交流実施校数 6校

平成27年度（目標）

参加率 90.0% 継続交流実施校数 9校

◇外国語教育アドバイザーによる授業観察、指導・助言

北区基礎・基本の定着度調査結果 英語科 中学校第2・3学年

－達成率（区全体の正答率／目標値 %）の比較－

	第2学年			第3学年		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
聞くこと	108.3	103.5	105.3	108.9	111.5	110.5
読むこと	100.6	115.9	106.4	100.6	104.8	107.5
書くこと	105.5	104.8	101.4	100.7	104.3	110.5

《取組の方向（6）を推進するための主な事業》

事業名	平成 26 年度予算（千円）	事業の概要
英語が使える北区人事業	116,993	小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やす。 また、外国語教育アドバイザーが全小・中学校を巡回して指導、助言、研修等を行い、外国語教育の質の向上を目指す。
イングリッシュ・サマーキャンプ	42,055	中学2年生を対象に、那須の豊かな自然の中で外国人留学生と3日間をともにし、ふれあい、さまざまな体験活動を通して、楽しみながらコミュニケーション能力や異文化を理解し尊重する態度等を育む。
中学生海外交流	19,339	米国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市セブンヒルズスクールと相互交流し、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣等に触れることで国際理解に役立てる。（平成23年度は東日本大震災の影響により、受入事業は中止）
情報教育	2,722	授業におけるICTの利活用を積極的に推進するため教員向けの研修を行うほか、情報教育アドバイザーを継続的に派遣し、情報機器の授業への利活用を支援する。
環境教育	—	環境活動自己診断等を実施するとともに、家庭や地域社会との連携の下、学校全体で子どもの発達段階に応じた地球環境や地域環境、リサイクル等の環境学習に取り組む。
キャリア教育	3,181	小・中学校9年間を見通した組織的、系統的なキャリア教育を推進するとともに、中学2年生を対象とした職場体験学習の充実を図り、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成する。

【総合評価】

10. 英語が使える北区人の育成

英語が使える北区人事業は、児童・生徒が英語に親しみ、外国の生活や文化等に興味や関心をもち、また、「聞く・話す」実践的なコミュニケーション能力を向上させるために有効な事業であるため、引き続き推進していく。海外交流事業については、米国セブンヒルズスクールとの交流が10年以上を経過したことから、プログラムの改善を図り、相互交流を一層充実させていくこととする。

また、北区基礎基本調査の結果から見ると、中学校外国語（英語）の力は向上していると言えるが、それ以外の評価指標についても検討していくこととする。

1 1. 社会の変化に主体的に対応できる力の育成

社会の変化に主体的に対応できる力の育成するため、児童・生徒の発達の段階に合わせて社会の情報化や環境問題、産業・経済の構造的な変化に対する理解、子どもたちの勤労観や職業観の育成等に引き続き取り組んでいくこととする。

視点：1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

取組の方向：(7) 特色ある学校づくりを推進する

主管課：教育指導課

《取組の方向(7)を推進するための重点施策》

12. 開かれた学校運営による学校の経営力の強化

学校評議員等による学校評価を学校運営に生かす等、地域と一体となって開かれた学校づくりを推進し、学校の経営力の強化を図る。

また、コミュニティ・スクールとして西ヶ原小学校と、新たに赤羽台西小学校を指定し、学校運営協議会を中心とした学校運営を軸に、学校・保護者・地域住民との共生・共有・協働の精神による特色ある学校づくりを推進する。

《重点施策の取組状況》

12. 開かれた学校運営による学校の経営力の強化

各小・中学校において児童・生徒や保護者・地域住民等による学校評議員会を年3回以上開催し、学校運営の改善への協力を図るとともに、学校と保護者と地域との連携を強化している。

なかでも、平成19年度にコミュニティ・スクールに指定した西ヶ原小学校（平成23年度に再指定）では、地域人材の優れた技を直接学ぶ「技科活動」を継続するとともに、「学校図書館ボランティア」を創設し、子どもたちの読書活動の充実に向けた環境整備を行っている。

また、西ヶ原小学校のコミュニティ・スクール再指定に際し、小中一貫教育を推進するため、同校の学校運営協議会にはサブファミリーの飛鳥中学校長と滝野川小学校長が委員として就任した。更に、学校運営協議会に保護者が参加できる拡大会議を年2回設け、保護者との連携を強化した。このことに伴い、東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正し、協議会の委員の数を従前の「20名以内」から「25名以内」に改めた。

平成26年度指定した赤羽台西小学校においては、学校運営協議会に「地域交流分科会」「安全安心分科会」「活動支援分科会」の3つの分科会を設け、地域・保護者の意見や要望が反映しやすい体制での運営をスタートさせた。

《課題と今後の対応・方向》

1 2. 開かれた学校運営による学校の経営力の強化

今後も、学校の自己評価や学校評議員等による評価を活かして学校運営の改善を促進し、学校の経営力の強化を図っていく。

コミュニティ・スクール1年目の赤羽台西小学校においては、当初描いた運営イメージをふまえ、来年度も引き続き円滑に進むよう支援を進めていく。

また、西ケ原小学校においては、既存の活動の充実を図りつつも、学校運営協議会の委員やボランティアの後継者を育成していくことが課題となっており、教育委員会としても支援していく必要がある。今後も、北区の学校適正配置計画を踏まえ、サブファミリー内における地域との連携・共生・共有を図りながら、地域の特色を活かした新たなコミュニティ・スクールの指定拡充を推進していく。

《取組の方向（7）を推進するための主な事業》

事業名	平成 26 年度予算（千円）	事業の概要
学校評議員等による学校評価を活かした学校の経営力の強化	—	学校評議員や保護者、地域住民等の学校関係者が、学校の行う自己評価の結果を評価することにより、自己評価の客観性・透明性を高める。あわせて、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することで、学校の経営力を強化する。
コミュニティ・スクールの指定による特色ある学校づくりの推進	2,672	平成19年4月に西ケ原小学校を地域が学校運営に参画するコミュニティ・スクールに指定した。以来、地域の著名人から直接学ぶ授業や、学校・保護者・地域住民が協働して特色ある取り組みを行うなど、特色ある学校づくりを推進している。

【総合評価】

1 2. 開かれた学校運営による学校の経営力の強化

各学校における自己評価や学校関係者評価を次年度の教育課程の編成に有効に生かすことで、学校の経営力の一層の強化を図っていく必要がある。

引き続き、西ケ原小学校の運営を支援するとともに、指定初年度となる赤羽台西小学校の運営について積極的に支援していくことにより、地域の教育力を積極的に取り入れた学校運営を進めやすくしていくこととする。今後も国の動向等を注視しながら、引き続きコミュニティ・スクールの指定を推進していくこととする。

視点：2 家庭・地域の教育力向上を支援する

取組の方向：(8) 家庭教育を支援する

主管課：生涯学習・スポーツ振興課

関係課：教育政策課、学校地域連携担当課、中央図書館

《取組の方向(8)を推進するための重点施策》

1.3. ブックスタート事業の充実 ほか

第二期北区子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタートをはじめ、子どもと本を結びつける事業の充実を図る。

1.4. 教育広報紙「くおん」の発行

学校・家庭・地域が教育情報を共有し相互理解を深めるため、学校教育・生涯学習分野を広く取り上げた教育広報紙「くおん」を発行する。

1.5. 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

子育てに対する不安や迷いを受け止め、子育てや親としてのあり方を考える機会を提供することにより、家庭の教育力向上を図っていく。

また、文化センターにおいて家庭教育に関する講座を開設するとともに、子育て支援課と連携し児童館などで子育てに関する学びの場を設け、修了後の地域における子育てサークル等の形成を促すなど、家庭教育に関する学習機会の充実を図っていく。

《重点施策の取組状況》

1.3. ブックスタート事業の充実 ほか

ブックスタートは、乳幼児健診時に絵本を手渡し、読み聞かせとアドバイスをを行い、赤ちゃんとの心ふれあうひとときを持つきっかけとして、対象者のほぼ全員に届けることができている。その後のフォローアップとして、0～1歳児向けの「赤ちゃん絵本サロン」(王子・赤羽・滝野川の3地区で4月を除く毎月1回)、0歳児対象の「わらべうたサロン」(4月を除く毎月1回)、「赤ちゃん絵本サロン」がより身近な場所で参加できる「出前絵本サロン」(26年度は24回)を実施している。プチコンサートなどを取り入れた催し「子育てガーデン」も年3回開催する。さらに図書館で実施する「おはなし会」などを、乳児、幼児、小学生等の年齢に合わせて開催している。

ボランティアを養成し、「おはなし会」などで活動できるように、初心者から経験者のステップアップまでの研修を計画的に実施している。

「3歳児絵本プレゼント」では、保護者と子どもと図書館と本との結びつきを強める機

会が行き渡るように、よりわかりやすい案内を作るなど配付率の向上に努めている。

14. 教育広報紙「くおん」の発行

教育広報紙「くおん」を年原則4回（1、4、7、10月）発行し、（特に取り上げる必要がある記事が生じた場合には臨時号を発行）保育園、幼稚園、小・中学校を通じて子どもが通う各家庭に配付しているほか、町会自治会による回覧、図書館等の公共施設での窓口配布、北区ホームページ掲載等の方法で情報を発信している。

編集にあたっては、行事開催のお知らせのように一方的に発する性質の情報提供に関しては区が発行する広報紙「北区ニュース」やホームページを活用し、「くおん」では読者が主体となって「学び」に取り組む契機となるような情報に特化するよう心掛け、区民から親しまれ、より多くの人に読んでいただける広報紙づくりに努めている。また、記事には写真を多用するなど、視覚に訴えるような読みやすい記事構成に努めるなど、紙面づくりに工夫を重ねている。

15. 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

子育て世代の悩みや不安を解消することを目的に家庭教育学級を開催している。子どもの年齢や時代の変化に応じたテーマ設定や働いている保護者も参加しやすい時間設定も考慮し、平成26年度も乳児コース、幼児コース、小学生コース、中学生コース、父親コース、土曜コース等の7コースを設け、乳幼児の保護者を対象に一時保育も実施をしている。

P T A研修会では、小・中学校P T Aの会長・副会長を対象に役員研修会や副会長研修会、地区別研修会を実施し、幼稚園P T A向けには会長を対象に会長研修会、役員を対象に教育懇談会、一般会員を対象に会員研修会を実施している。研修テーマについては、いじめ問題や幼児教育など、時宜にかなったテーマ設定をしている。

《課題と今後の対応・方向》

13. ブックスタート事業の充実 ほか

保護者と子どもがともに読書の楽しさを分かち合い、本に親しむため、ブックスタートに始まり、子どもの成長に合わせた「おはなし会」、保護者の交流を交えた「赤ちゃん絵本サロン」「わらべうたサロン」「子育てガーデン」と事業を展開し、好評を得ている。より身近な場所でより多くの方の参加が可能となるよう始めた「出前絵本サロン」も、開催児童館の数・開催回数ともに年々増やしている。「3歳児絵本プレゼント」配布率が伸びていない状況もあり、絵本を介した家庭教育への支援を進めていく。さらに、協働して事業を実施するボランティアの養成とスキルアップ、事業についての情報発信等を充実させる。

また、平成26年度中に策定予定の第三期北区子ども読書活動推進計画の中で、家庭教育の支援についても取り組みを拡充していく。

14. 教育広報紙「くおん」の発行

「くおん」は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々に読まれるような方法で配布していることから、記事の内容も多岐に渡らなくてはならない。現在も記事づくりに工夫が施されているが、幼児教育から学校教育、家庭教育、生涯学習等をバランスよく、多くの年齢層の方々にとって読みやすい広報紙となるよう引き続き配慮していく。

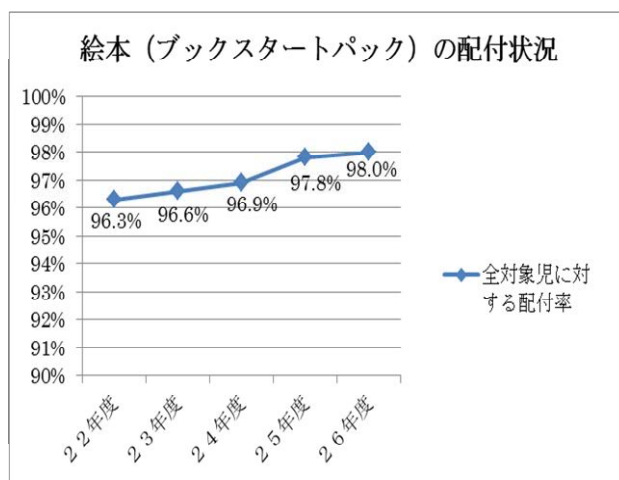
15. 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

家庭教育への関心が高まり、講座の応募者数は定員を超えることも多い。子どもの成長段階に応じて他課とも連携し、より効果的で参加しやすい事業のあり方を検討していく。

現在、多くの家庭が家庭教育に努力している一方で、家庭環境の多様化や地域社会の変化により親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てに関する悩みや不安を多くの家庭が抱える現状の中で、親子のきずなづくりや基本的な生活習慣の定着など、家庭の教育力向上に向けた支援を検討する必要がある。

《取組の方向（８）を推進するための主な指標》

1. ブックスタート事業における絵本（ブックスタートパック）の配付状況



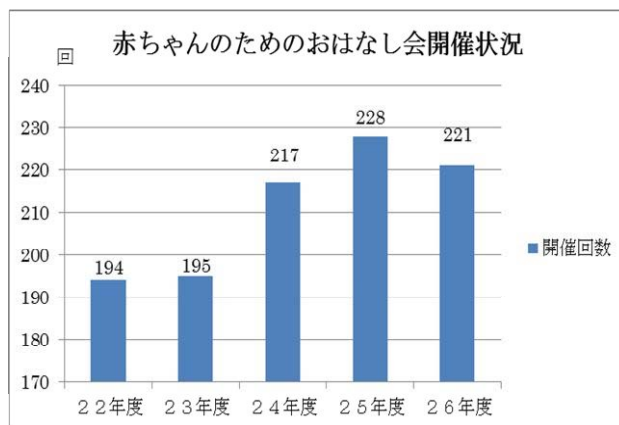
指標の考え方

3～4か月健診の会場で絵本を配付するブックスタート事業が子どもと本を結びつけるとともに、家庭教育の基盤づくりの一角を担うことから、全対象児に対する本の配付率を指標とした。何らかの理由で健診会場に来られない親子もいるが、可能な限り100%に近い配付率を目指す。

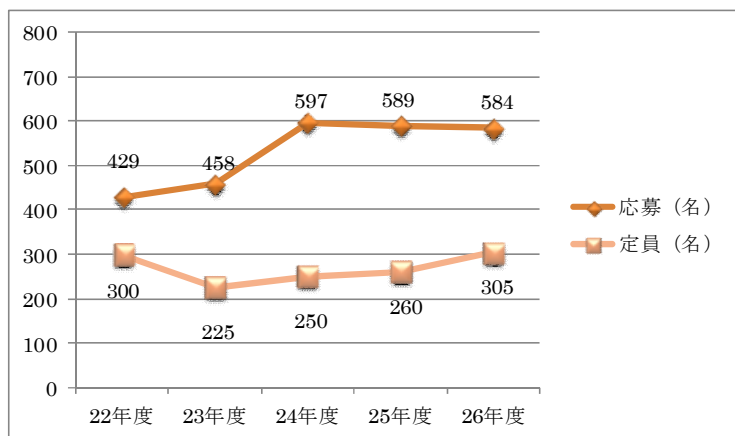
あわせて、各図書館で定期開催している「赤ちゃんのためのおはなし会」の開催回数も掲載した。実施館を増やすことで、親子で参加できる場づくりを推進する。

数値については、25年度までは実績値、26年度は実績見込値である。

2. 赤ちゃんのためのおはなし会開催状況



3. 家庭教育学級の応募状況



指標の考え方

乳児コース、幼児コース、小学生コース等の7コースを実施している家庭教育学級の応募状況を設定した。

中でも乳幼児の親を対象とした講座の応募が多く、子育て支援課と連携し、より多くの保護者が参加できるよう、工夫に努める。

数値については、25年度までは実績値、26年度は実績見込値である。

《取組の方向（８）を推進するための主な事業》

事業名	平成 26 年度予算（千円）	事業の概要
ブックスタート	7,710	絵本を通した親と子のふれあいづくりを目的に、3～4か月健診の会場でブックスタートパックを配付し、乳幼児親子に絵本の読み聞かせを行う。
ブックスタートフォローアップ		ブックスタート後においても、子どもと本を結びつける読書活動を推進するため、赤ちゃんのための絵本の紹介や親子で楽しめるコンサートなどを実施し、親子の交流の場づくりにつなげる。
おはなし会等の充実	1,232	ブックスタート後のフォローとして、「赤ちゃんのためのおはなし会」をボランティアと協働して地区図書館ごとに定期的実施する。更には幼児、小学生など年齢に合わせたおはなし会を実施する。
3歳児絵本プレゼント	2,236	子育て応援団事業の一環として、3歳児健診時にあわせて「3歳児絵本プレゼント」を実施する。
教育広報紙「くおん」の発行	2,299	教育広報紙を年4回定期発行し、さまざまな場で行われる教育活動の情報や、学校・家庭・地域が互いに理解を深められるような情報を発信する。
家庭教育学級	1,171	子ども家庭部等、関係部署と連携を図り、子育て中の家庭やその準備中の家庭のニーズに沿った講座等を実施し、子育て世代の悩みや不安を解消していく。
P T A 研修会	1,760	区立の幼稚園、小・中学校のP T A 連合会が主体となっていく研修会等の活動を、その自主性を尊重しながら支援し、P T A 活動の一層の活性化を図る。

【総合評価】

1.3. ブックスタート事業の充実 ほか

ブックスタート事業や絵本の読み聞かせ、「おはなし会」等の図書館事業は、家庭教育の基盤づくりとして大きく寄与するものである。国、都ともに家庭における読書の習慣付けや読書活動への取り組みを家庭教育向上の方策や方向性としている。事業をより充実させ、多くの家庭に届けるよう、一層の推進が必要である。

1.4. 教育広報紙「くおん」の発行

教育広報紙「くおん」の発行にあたっては、今後も読者が主体となって「学び」に取り組む契機となる情報を盛り込むなど、読む人の興味を引き付ける努力を引き続き行っていくとともに、編集にあたる教育委員会事務局内各課の職員が活発な議論を行い、工夫を重ねていく必要がある。

15. 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

家庭教育に関する講座等の企画・運営にあたっては、地域やP T A、近隣の大学等との連携を図り、保護者や地域のニーズを反映させるよう努めているところである。引き続き、区民との協働の機会を一層充実させ、家庭や地域とさらに連携を進め、家庭の教育力の向上を目指していくこととする。

取組の方向：(9) 就学前の教育機能の向上を図る

主管課：教育政策課

《取組の方向(9)を推進するための重点施策》

16. きらきら0年生応援プロジェクト(就学前教育・保育の充実)

幼児期の教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭・地域と連携するとともに、小学校との接続等、学びの連続性を大切にして、幼児一人ひとりが健全で心豊かに成長するための教育の充実を図る。

《重点施策の取組状況》

16. きらきら0年生応援プロジェクト(就学前教育・保育の充実)

北区の幼児教育施設に通園する5歳児を小学校生活へ円滑に接続するため、幼稚園・保育園の園児と小学校の児童、教員との交流活動を実施している。また、5歳児担任の教員、保育士の指導力の充実を図るため、研修会を開催している。

平成25年度からは、「北区版保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の周知を図るために、5歳児担任研修に加えて4歳児担任研修を実施している。あわせて、希望園にコーディネーターを派遣し、年間を通じて就学前教育に関する助言を行っている。

《課題と今後の対応・方向》

16. きらきら0年生応援プロジェクト(就学前教育・保育の充実)

就学前教育保育をより一層充実したものにしていくには、保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラムの活用を促進するとともに、相互の授業参観、保育参観等の交流事業、研究会への参加を推進していく必要がある。教員・保育士の勤務体制の違いを考慮して、互恵性のある交流事業を実施していくため、関係者を集めた連絡会等を開催して情報共有や相互理解を図り、連携を確かなものにしていく。

また、コーディネーター等を派遣して交流事業等の調整を行うとともに、保幼小接続期カリキュラムが各校園で十分活用できるよう、教育委員会としての取り組みを丁寧に説明していく。また、平成26年度は、小学校への円滑な接続に関する保護者対象の「小学校入学子育てセミナー」を開催し、家庭教育の充実を図った。

《取組の方向（9）を推進するための主な指標》

事業名 \ 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校との交流事業実施園数（5歳児）	67園	70園	71園	75園	推進
就学前プログラム・カリキュラムの実証研究	4グループ実施	7グループ実施	4グループ実施		
カリキュラム普及のためのコーディネーター等の派遣			2園実施	11園実施	11園実施

《取組の方向（9）を推進するための主な事業》

事業名	平成26年度予算（千円）	事業の概要
きらきら0年生応援プロジェクト	9,003	幼児教育施設に通園する幼児が、小学校生活に円滑に接続するために、幼稚園・保育園の園児と小学校の児童、教員との交流活動の促進や接続期カリキュラムの普及を行う。

【総合評価】

16. きらきら0年生応援プロジェクト（就学前教育・保育の充実）

きらきら0年生応援プロジェクト事業は、区立小学校、幼稚園、保育園、並びに私立幼稚園、保育園と協働して、保幼小接続期カリキュラムの作成並びに事例研究や交流活動など計画どおり進捗している。引き続き、連携を強化しながら事業を推進していくこととする。

視点：2 家庭・地域の教育力向上を支援する

取組の方向：(10) 地域とともに子ども、学校を支援する

主管課：学校地域連携担当課

関係課：教育政策課、学校支援課、生涯学習・スポーツ振興課、スポーツ施策推進担当課、中央図書館

《取組の方向(10)を推進するための重点施策》

17. 学校と地域の連携

学校と学校支援ボランティアをはじめとする区民が協働して、安全で安心な子どもの居場所づくりや学校支援活動を進めることにより、地域教育力の向上を図る。

18. 人材の育成・活用

地域との連携を図りながら、青少年活動やスポーツ活動のリーダーを育成するとともに、その力を生かして地域で活躍していけるような取り組みを進めていく。こうした人材を増していくことにより、地域教育力の向上を推進していく。

19. 区民との協働による図書館事業の推進

「北区図書館活動区民の会」と協働して、さまざまな図書館活動を推進するほか、体系的な講座を組むなどして子どもの読書活動を推進するボランティアの育成を図るとともに、図書館をボランティアの活動の場として提供していく。

《重点施策の取組状況》

17. 学校と地域の連携

(1) 学校支援ボランティア活動推進事業

平成26年度は、区立小・中学校全校でスクールコーディネーターを中心に、学校のニーズに基づいた学校支援ボランティア活動を推進した。

(2) 放課後子ども教室推進事業

平成26年度は、5校の小学校を会場に「放課後子ども教室」を実施した。

(3) 放課後子どもプラン推進事業

平成26年度は、「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」等の機能を併せ持つ総合的な放課後対策として、10校の小学校を会場に実施した。平成27年度は新規に5校で実施するため諸準備を進めている。

(4) 北区学校ファミリーの推進

幼稚園、小学校から中学校への学びの連続性を意識したサブファミリー内での連携・交流を深めるために、小学校の代表委員会と中学校の生徒会との交流やスポーツ

テストの小中合同開催など、地域の実態に応じた活動を推進している。これまでの取り組みの成果を活かして、平成24年度からは北区学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を全校で実施している。

また、特色あるサブファミリー活動のモデルとして、平成24年度からは、王子桜中学校サブファミリーにおいて「NIE」を、平成25年度からは、赤羽岩淵中学校サブファミリーにおいて「防災教育」を、平成26年度からは、桐ヶ丘中学校サブファミリーにおいて「道徳教育（桐ヶ丘心の教育ネットワーク）」、飛鳥中学校サブファミリーにおいて「学校図書館活用教育」、稲付中学校サブファミリーにおいて「オリンピック教育」を推進している。

18. 人材の育成・活用

(1) 青少年委員

青少年地区委員会等の推薦により、区内で活動し青少年の育成・指導に熱意と経験を有する有志指導者の中から64名を北区教育委員会が委嘱し、非常勤の公務員として地域の青少年教育活動の振興、青少年団体の育成を図っている。

北区青少年委員会では、ジュニア・シニアリーダー研修会、青少年団体指導者講習会などを開催して人材の育成に努めるとともに、「小・中学生アイデア工夫展」、「親子でチャレンジ飛鳥山」など、青少年の余暇活動や親子のふれあいを重視した事業を開催している。また、青少年委員会と連携した活動の展開の他に、様々な研修の場を設けて研修修了者等の地域活動の支援を行っている。

(2) スポーツ推進委員

スポーツ基本法の施行に伴い、平成24年度より「体育指導委員」の名称を「スポーツ推進委員」に改めた。

青少年地区委員会、北区体育協会、包括協定を締結している大学、区立小中学校・PTAからの推薦及び区民公募により、教育委員会が48名を委嘱し、非常勤の公務員として地域におけるスポーツの実技指導、スポーツ行事への協力、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整などを行っている。

また、スポーツ推進委員で構成する「スポーツ推進委員協議会」があり、情報交換・スキルアップを図るとともに、健康ハイキングやキンボール交流大会などのスポーツ行事、ニュースポーツの講習会の開催などに取り組んでいる。

19. 区民との協働による図書館事業の推進

平成26年度には、参加型探索イベント「赤レンガ図書館の冒険」、「ビブリオバトル（知的書評合戦）in 赤レンガ図書館」を実施し、10代の子どもたちの図書館利用を図った。北区の歴史に関する小学生向けワークショップ、「子ども読書の日」関連事業として区内全図書館で子どもが選んだ本を読み聞かせする「この本よんで」事業を実施した。この他小学生のためのおはなし会、学校でのブックトークなど、児童・生徒向け図書館行事を「北区図書館活動区民の会」に所属するボランティアとの協働により実施している。

《課題と今後の対応・方向》

17. 学校と地域の連携

(1) 学校支援ボランティア活動推進事業

学校支援ボランティア活動の事業周知に努め、学校関係者や地域への理解を深めていくとともに、学校からのニーズを掘り起こし、スクールコーディネーターの育成や地域のボランティア等人材の確保に更に努めていく。

また、平成26年度から全校実施となったため、今後はサブファミリー内での連携を更に強化していく。

(2) 放課後子ども教室推進事業

平成26年度は「放課後子ども教室」を5校で継続した。今後は「放課後子どもプラン推進事業」への移行を進めていく。

(3) 放課後子どもプラン推進事業

平成26年度は、「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の機能を併せ持つ総合的な放課後対策として、区内10校の小学校を会場に実施した。今後も課題を抽出・検証し、実施校を拡充しながら全校への導入を目指していく。

※「北区中期計画（平成26～28年度）」では、平成26年度の導入計画を8校から5校へ修正した。

(4) 北区学校ファミリーの推進

サブファミリー内の学校間連携・交流の充実を図るとともに、学校が地域の核となり、家庭や地域の関係諸機関との連携・協力を強化していくことが必要である。

さまざまな機会を捉えて、各サブファミリーの取り組みを家庭や地域の関係諸機関等に発信するとともに、全てのサブファミリーにおいて特色ある活動を実施することで、「北区学校ファミリー」の取り組みを更に推進していく。

18. 人材の育成・活用

(1) 青少年委員

青少年委員会が開催する事業（イベント）については、チラシの小・中学校全校配布、北区ニュース、北区ホームページ、北ケーブルTV等により周知を図ることにより、多く区民が参加をしている。一方、青少年委員の日々の活動については認知度が低いという状況から、広報紙等による情報発信手段の多様化を図ることにより、同委員会活動への理解を広めて人材の確保・育成に努めていく。

(2) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員が関わるスポーツ行事が増えていることから、地域に根付いたスポーツ推進委員の活動をPRして認知度の向上を図る。また、区民のスポーツ参加を促進するためのスポーツ推進委員の役割について検討を進めていく。

19. 区民との協働による図書館事業の推進

北区立図書館は、「区民とともに歩む図書館委員会」からの提言を受け、「北区図書館活動区民の会」と協働し、「企画・広報部」「こども部」「地域資料部」「ユニバーサル部」の各部会により工夫を凝らした子ども向け催しに取り組んでいる。継続して事業を運営するために、ボランティア養成講座などの実施を通してボランティアを育て、より区民と協働した図書館事業の充実を図っていく。また、活動するボランティアと図書館との協働の意識、意義の確立をより深め、児童・生徒の読書活動及び、図書館運営の推進につなげていく。

《取組の方向（10）を推進するための主な指標》

1. 学校支援ボランティア活動推進事業における、実施サブファミリー数及び実施校数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
サブファミリー数	10	10	12	12	12
実施校数(校)	24	27	37	43	49

指標の考え方
地域とともに子ども、学校を支援することの指標には、さまざまな技能や知識を持つ地域のボランティアの方々に支えられて実施される学校支援ボランティア活動、放課後子ども教室推進事業、及び放課後子どもプラン推進事業の実施校数を設定した。

なお、学校支援ボランティア活動推進事業については実施サブファミリー数を指標としてきたが、平成24年度に全サブファミリーにて実施に至ったため、平成25年度から実施校数を指標に変更した。

2. 放課後子ども教室推進事業の実施校数（小学校のみ）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施校数(校)	9	9	8	7	5

3. 放課後子どもプラン推進事業の実施校数（小学校のみ）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施校数(校)	0	0	1	5	10

《取組の方向（10）を推進するための主な事業》

事業名	平成 26 年度予算（千円）	事業の概要
地域交流活動支援	2,958	学校における地域や他都市との交流・連携活動事業を支援し、児童・生徒の世代の異なる人々とのふれあいや、さまざまな体験・交流を行っていくことで、子どもたちの社会性や協調性を育んでいく。
学校支援ボランティア活動推進事業	12,214	さまざまな知識、技術、経験を持つ地域の方が学校支援ボランティアとして学校のニーズに基づいて、子どもたちのためにその技能を役立てることで、学校の教育活動を支援するとともに地域の教育力の充実を図る。
放課後子ども教室推進事業	45,228	小学校を会場に、放課後等に子どもたちが安全かつ安心して過ごせる活動拠点（居場所）をつくり、遊び、学び、体験活動、交流活動等を実施する。今後は「放課後子どもプラン推進事業」への移行を進めていく。平成26年度より、放課後子どもプラン事業と分割した。
放課後子どもプラン推進事業	354,495	「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の機能を併せ持つ総合的な放課後対策事業である。小学校を会場とし、学校や地域と連携して放課後や週末に子どもたちが安全かつ安心して過ごせる活動拠点（居場所）づくりを行うほか、遊び、学び、様々な体験活動等を実施する。
北区学校ファミリーの推進	5,124	通学区域の重なる幼稚園・小学校・中学校でネットワークをつくり、1校だけではできないことを複数校が協力して実践し、質の高い教育の実現を目指す。また、このネットワークを基盤として、学校と家庭や地域社会との幅広い連携を生み出し、地域の教育力の向上を図る。
青少年委員	10,588	青少年の育成・指導に熱意と経験を有する方を青少年委員に委嘱し、地域の青少年教育活動の振興、青少年団体の育成を図る。また、ジュニア・シニアリーダー研修会、指導者講習会等を開催して人材の育成に努めるとともに、青少年の余暇指導や親子のふれあいを重視した事業を開催する。
スポーツ推進委員	7,207	ニュースポーツを普及するため、講習会やイベントを開催する。また、地域で行われるスポーツイベント等に協力するとともに、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた検討を行うなど、全ての区民が気軽にスポーツ活動を楽しめる環境づくりに取り組んでいる。

わくわく土曜スポーツクラブ	2,481	学校体育館を中心に、小学生を対象とする「わくわく土曜スポーツクラブ」を指導者の協力を得ながら実施する。楽しみながら各種スポーツを体験することのできる機会を提供して、子どもたちが健やかに育つようジュニアスポーツの推進を図る。
北区図書館活動区民の会との協働による事業実施	871	「北区図書館活動区民の会」と協働してさまざまな図書館活動を推進し、生涯学習の拠点として「区民とともに歩む図書館」づくりを進める。
区民との協働によるボランティア育成制度の構築、推進(図書館)	767	「北区図書館活動区民の会」と協働し、体系的な講座を組むなどして子どもの読書活動を推進するボランティアを育成する。また、図書館をボランティア活動の場として提供していく。

【総合評価】

17. 学校と地域の連携

地域とともに子ども、学校を支援する学校支援ボランティア活動推進事業は、計画を前倒して区立小・中学校全校で取り組みを実施している。今後はサブファミリー内の連携を更に強化し、より多くの学校でボランティアの力を活かせる仕組みづくりを進め、学校支援ボランティアの活動機会を拡充していく必要がある。

放課後子ども教室推進事業については、子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして継続実施していくが、段階的に「放課後子どもプラン推進事業」への移行を進めていく。

「放課後子ども教室」と「学童クラブ」等の機能を併せ持つ「放課後子どもプラン」については、区長部局(子ども家庭部)等と調整を図りながら小学校全校実施に向けて拡大・推進していくこととする。

北区学校ファミリーの推進については、「学び」という縦のつながりと「地域」という横の広がりの中で、小中一貫教育、就学前教育などの教育施策を推進する基盤として、サブファミリーの連携強化を図り、北区らしい取り組みを推進していくとともに、各校園にとって互恵性のある取り組みであることを、より一層価値付けていく必要がある。

18. 人材の育成・活用

青少年委員会については、ジュニア・シニアリーダー研修会を始めとした青少年の余暇指導や、青少年団体指導者講習会などを開催して地域の人材育成に努めている。今後とも、人材育成を推進するとともに、人材をより一層効果的に活かすことができる機会を増やしていく必要がある。

スポーツ推進委員については、研修会等に参加して自己研鑽に努めるとともに、スポーツ行事にも積極的に協力し、地域スポーツ推進のための活動に励んでいる。引き続き、スポーツ推進委員個々の能力や経験を活用して、区民のスポーツ実施率の向上を図る必要がある。

19. 区民との協働による図書館事業の推進

図書館事業については、区民の幅広い意見を集約し、図書館活動（読書活動）につなげていくことが求められている。学校や地域での、読書や地域資料を活かした活動を充実させていくために、「北区図書館活動区民の会」と積極的に協働し、図書館活動の推進を図る必要がある。

取組の方向：(11) 学習、文化・芸術、スポーツ活動を振興する

主管課：生涯学習・スポーツ振興課

関係課：飛鳥山博物館、中央図書館、スポーツ施策推進担当課
東京オリンピック・パラリンピック担当課

《取組の方向(11)を推進するための重点施策》

20. 学習機会の拡充

区民の生涯学習活動への参加及び支援する環境づくりのため、区民の参画による企画会の開催等による取り組みを進めるなど区民の学習ニーズをより反映できる講座を実施していきます。

また、大学、民間企業等と連携するとともに、高齢者、障害者をはじめ育児・介護等で外出しにくい状況にある区民、勤労者を含め区民誰もが学習に参加できるよう環境づくりを進めるとともに、学習を通じたコミュニティの形成、学んだことを地域に生かす学習社会づくりを進め、あわせて青少年のための学校外での学習機会についても拡充をしていく。

21. 身近な学習の場の整備

区民の学習の場であるとともに、地域の文化の拠点ともなる図書館、博物館、文化センターなどの施設が、区民とともに育つ施設としてさらに発展できるよう、引き続き整備に努めていく。

また、特に高齢者や障害者、子育て中の方など誰でも学習に参加できるよう、ハード・ソフト両面での施設の一層のバリアフリー化を推進する。

22. 学習情報提供、相談体制の充実

区民や団体に活用される情報提供が求められていることから、教育情報紙を始めとする生涯学習情報の提供内容や方法についてより一層工夫に努めることにより、学習情報の提供、学習相談体制を充実させていく。

23. スポーツ活動の推進

平成24年8月に策定した「東京都北区スポーツ推進計画」に基づき、地域スポーツを推進するための様々な施策を展開していく。

あわせて、地域スポーツを推進する拠点となる施設の整備・充実を進める。

24. 文化財の保護・活用と保存・継承

開発に伴う発掘調査で出土した貴重な埋蔵文化財を、博物館での一般公開や講演等で活用していくとともに、国の史跡指定を受けている中里貝塚についても魅力的な公開・活用を図っていく。

伝統芸能などの無形民俗文化財については、芸能などの伝承が維持継続している過程において適切な記録保存を行っていく。また、後継者を育成する支援体制を検討し、伝統文化の継承に努める。

25. 魅力的な文化・歴史学習の推進

文化・歴史事業に係わる関係機関が連携を密にし、区民の郷土への愛着や関心を深めていく多彩で魅力的な展示や講座等の文化・歴史学習を推進する。

《重点施策の取組状況》

20. 学習機会の拡充

北区区民大学ではオリンピック・パラリンピックの機運醸成に向けた取り組みとしての企画講座として、区民との企画会方式を取り入れるとともに、社会教育関係団体自らが主体となって講座・講演会等を実施することへの支援として、生涯学習講座支援事業等の実施をした。

青少年の学校外での学習としては、「KITAKUスーパーサイエンススクール」を都内の高等教育機関の科学・教育系学生サークルと連携して科学実験教室などを提供したほか、地域の学習機会の拠点である文化センターでは、地域の方々や区内で活動する団体と協力・連携し、より幅広い視点からの企画運営を行った。

そのほかの講座に関しても、働いている人が参加しやすい夜間や土・日曜日に開催したほか、子育て中の区民のために保育付講座を実施するなど、参加しやすい環境づくりに努めた。

21. 身近な学習の場の整備

中央公園文化センターでは、耐震補強及びエレベーター設置工事等の全面改修を行い、区民が安全により快適に学習活動を進められるよう環境整備に努めた。

中央図書館では無線LANの導入やパソコン配置など、インターネット環境を充実させ、利用客が情報収集するに際しての利便性の向上に努めている。また、4歳未満の乳幼児の預かり保育を実施し、講座の受講や図書館利用の支援により子育て中の保護者の学習機会を提供した。さらに高齢者向けのサービスとして図書館利用案内の作成などに取り組んでいる。

飛鳥山博物館では、常設展示には多言語対応の音声ガイドが整備されており、観覧順序をわかりやすくし、展示パネルもより見やすいものとしている。また、希望する団体には学芸員による展示解説を行っている。ほかに、スポット展示などの充実にも努めた。

22. 学習情報提供、相談体制の充実

学習機会に関する区民への情報提供をさらに推進するため、生涯学習情報誌「まなびんぐKITA」を年4回発行している。また、文化センターにおいては「文化センターだより」を発行し各種講座案内や団体・サークル情報を提供している。

また、生涯学習情報や団体・サークル情報などについて、インターネットなども活用するなど、さまざまな方法で学習情報を提供し、区民の学習支援を行った。

2 3. スポーツ活動の推進

「東京都北区スポーツ推進計画」に基づき、区民のスポーツ参加を推進している。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたPRイベント等を通じて、区民のスポーツへの関心を高めていく。

スポーツ施設の整備に関して、(仮称)赤羽体育館の建設事業については、28年度中の開設に向けた工事を進めている。

施設管理に関しては、中央公園庭球場をハードコートから砂入り人工芝コートに整備した。滝野川体育館ではバリアフリー対応のロッカー、シューズロッカーの設置を行った。

さらに、桐ヶ丘体育館で庭球場の改修及び屋根雨漏りの補修工事を行っており、他の各施設においても利用者の安全管理等に努めている。

また、身近な地域スポーツの活動の場を確保するため、学校改築にあわせて地区体育館及び校庭夜間開放施設の整備を進めている。さらに、その他の施設に関しても必要備品の購入や保守点検、維持修繕を行い、常に施設を最善の状況にするよう努めている。

2 4. 文化財の保護・活用と保存・継承

平成25年度に西ヶ原遺跡群から出土し修復を行った弥生時代の鉄剣は、26年度に常設展示室において特別公開し解説会を開催した。

平成25年度に整備した中里貝塚史跡広場は、すでに取得した用地と併せて、今後保存管理計画を策定していく。

区指定無形民俗文化財では、王子神社の「王子田楽」、熊野神社の「白酒祭」、道灌山稲荷社の「稲付の餅搗唄」が行われたほか、文化財公開事業としてふるさと農家体験館（旧松澤家住宅）において「稲付の餅搗唄」の実演と体験を、餅搗き唄保存会と地元の清水小学校の協力を得て実施した。

2 5. 魅力的な文化・歴史学習の推進

飛鳥山博物館では、春期および秋期の企画展や特別展覧会の開催のほか、平成26年度は常設展示室を会場として新着資料等の特別公開や特別講座の開催を行った。また、野外講座や体験講座など多彩な講座を年間66回開催し、広く学習の機会を設けた。特に区内各地を親子で探検する野外講座を開催し、地域を知るきっかけづくりとした。

区指定文化財「旧松澤家住宅」である茅葺屋根の古民家「ふるさと農家体験館」を活用して、地域に伝わる年中行事の再現や春野菜・秋野菜づくりなど、昔の暮らしの体験を通じて地域の歴史文化に触れる機会を推進した。これらの事業は区民との協働によって行った。

中央図書館では、地域歴史入門書「北区の歴史はじめての一步」を該当地域の区立小学校3年生に配付し、地域の歴史を学びふるさと北区に親しむきっかけとしている。北区の部屋事業では公開歴史講座などで、北区への愛着を高めるため地域資料の公開や情報発信に

取り組み、北区の歴史資料について保存・活用、情報発信を推進している。

また、北区政策提案協働事業「映像アーカイブによる街おこし」として「街づくり・フロンティア21」とともに昔のフィルムの収集を継続しており、平成26年度には上映会や映画作りを学ぶ事業を開催した。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取り組み(平成26年度追加)

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、ナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターなど、オリンピック・パラリンピック関連施設が北区にあることを活かし、「トップアスリートのまち・北区」としてのさらなる発展を目指していく。

《課題と今後の対応・方向》

20. 学習機会の拡充

区民の学習機会に対するニーズは多種多様であり、それに対応した企画・運営の必要がある。区民全体を対象とする「オリンピック・パラリンピック」関連事業を始め、「北区区民大学」、高齢者を対象とする「北区ことぶき大学」、子育て世代の保護者を対象とする「家庭教育学級」等、区民のニーズを的確に把握し学習機会を提供していくこととする。なお、実施に当たっては、企画会の開催等の区民参画のシステム作り、また、高校・大学・民間企業や専門機関等との連携にも配慮する。また、社会教育関係団体等の区民が主体となって企画運営する講座や学習会の支援も進めていくほか、学習拠点である文化センターで実施される講座と連携を図りながら、社会の変化に応じたより多様な企画・運営をしていく。

21. 身近な学習の場の整備

文化センターでは、幅広い世代の区民の学びを支援するため、積極的に区民のニーズの把握に努め改善を図り、体験学習を始めとするさまざまな学習の発表・交流の場の拡充をしていく。

中央図書館では、情報の拠点として、インターネットの発達や電子書籍・音声・動画などデジタル資料の増加への対応を検討していく。また、子育てや高齢・障害などによる図書館利用の困難さの解消について、取り組んでいく。

飛鳥山博物館では、常設展示室内の展示物の魅力の紹介や理解を深めるミニ講座の開催を継続していく。また、特別展示室やホワイエでの企画展や夏休みの子ども向け展示のほか、スポット展示なども積極的に行い、来館者への新たな情報提供に努めていく。

22. 学習情報提供、相談体制の充実

現在、約2万部を発行している生涯学習情報紙「まなびんぐKITA」については、区民に身近な情報紙として、引き続き内容の充実を図っていく。

現在のインターネットを利用した生涯学習情報の提供については、北区ホームページを活用している。そのホームページはリニューアルされるが、今後もデジタルによる情報提

供を継続していく。

また、文化センターでは学習相談に関する情報の蓄積を活かし、区民のニーズに応じた情報提供の内容・方法の質の向上により、今後も区民や団体の学習活動の支援に努めていく。

23. スポーツ活動の推進

「東京都北区スポーツ推進計画」において、子どもの体力低下や障害者・高齢者のスポーツ参加などさまざまな課題が浮き彫りになった。この計画を推進するために、子どもから高齢者までの誰もがスポーツを楽しめるようスポーツ活動の普及啓発に向けて、広く区民に周知を図っていく。

平成25年10月に「総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会」を設置し、既存のクラブを含めたクラブの今後のあり方についての最終報告が平成26年9月にまとめられ、基本的な考え方が示された。この考え方を踏まえ北区における総合型地域スポーツクラブの設立・支援体制の確立を図っていく。

また、(仮称)赤羽体育館については、28年度中の開設を目指していく。

さらに、既存の各スポーツ施設については、必要に応じて維持修繕を行い利用者の安全・管理に努めていく。

24. 文化財の保護・活用と保存・継承

近年の開発行為の多発による埋蔵文化財調査を要する事案の増加は、出土する遺物の増加の要因となっており、遺物の適切な管理・保存を行っていくための保管場所の確保が課題となっている。出土した遺物は、修復や整理を行い報告書での公表や企画展での展示・関係機関への貸出などの公開を行うほか、学校授業での活用方法などの活用策を検討し推進していく。

国史跡中里貝塚は、追加指定を受けた土地を史跡広場として一体的に整備を行い、今後は、地域住民の理解や協力による保存管理を推進していく。

郷土の歴史や文化の継承は、環境や経済の急激な変化等により現状での保存や継承が困難となりつつある。特に、無形民俗文化財においては後継者の育成が課題となっており、各保持団体からの意見や要望に対する支援方法の検討を進めていくとともに、受け継がれてきた芸能の姿を後世に伝えていくことができるよう記録保存にも努めていく。

25. 魅力的な文化・歴史学習の推進

史跡めぐりや体験学習は、継続することにより博物館事業や文化・歴史学習の充実につながるものであるが、今後も博物館事業に対する理解をより広げていくための新たな魅力を探りながら事業を展開していく。

「ふるさと農家体験館」は、赤羽自然観察公園の豊かな自然のなか、脇には田んぼがあるという絶好の環境にあるので、引き続き参加者を募集して開講する事業の拡充に努める一方、当日自由参加できるイベント型の事業(体験館祭りや正月遊び、公開体験事業など)を開催することにより、来館者を増やし、一層認知度の向上に努めていく。

中央図書館では、「北区の部屋」へ提供された古文書や写真、映像資料の保管・活用や「北区図書館活動区民の会」の地域資料部会との協働による歴史講演会・写真展示などを通し、身近な北区の魅力を伝えていくとともに、地域資料のデジタル化への取り組みも進めていく。

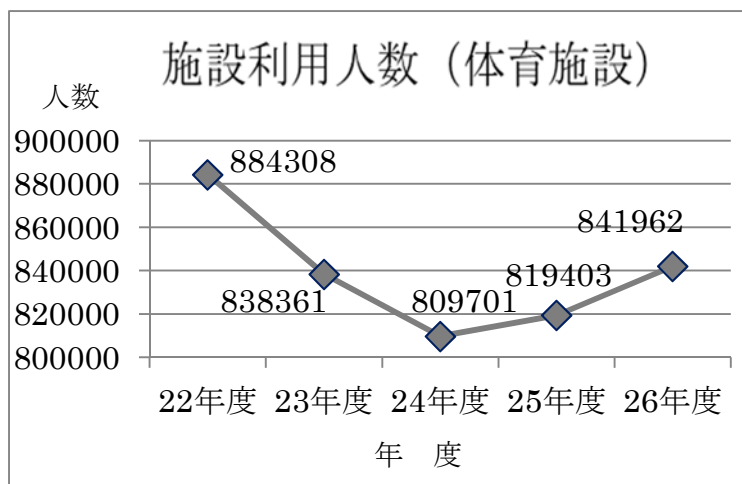
2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取り組み(平成26年度追加)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受けて、ナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターとの連携等による事業を実施した。

各種目のナショナルコーチら指導によるトップアスリート交流教室の開催、国際競技連盟の運動能力向上プログラムであるキッズアスレティックスの実施、オリンピック・パラリンピック選手育成を目指すフェンシング教室などの取り組みを行った。

パラリンピックを見据えた障害者スポーツ推進の取り組みでは、障害者スケート体験教室、障害者イベント「ハートスポーツフェスタ」のNHK等との共催、障害の有無にかかわらず楽しめるテニスフェスティバルなどを開催した。

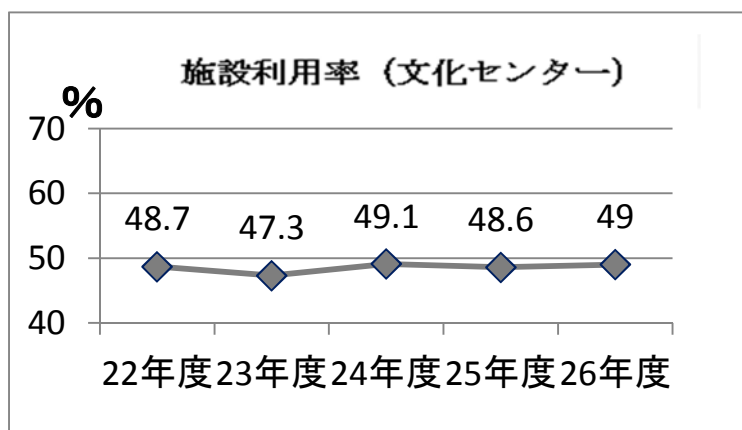
《取組の方向（11）を推進するための主な指標》



指標の考え方

スポーツ振興の指標として、体育施設の利用人数を設定した。地区体育館の整備等や浮間舟渡庭球場の開設に伴う利用人数の増加目標を2万4千人として、今後もスポーツの更なる振興を図っていく。

数値については、25年度までは実績値、26年度は実績見込値である。



指標の考え方

学習活動振興の指標として文化センターの施設利用率を設定した。施設利用率を1日当たり1回増やすことで、1年間に1%程度の増加を目指し、55%に乗せることを目標とする。

数値については、25年度までは実績値、26年度は実績見込値である。

《取組の方向（11）を推進するための主な事業》

事業名	平成 26 年度予算（千円）	事業の概要
北区区民大学	691	区民を対象に、環境問題、人権問題や地域課題等、多様なニーズに応える学習の機会として、年間に4コース開講し、各コース4～6回程度の継続学習を行う。講義形式のほか、ワークショップなどの参加型の学習方法も取り入れていく。
スーパーサイエンススクール	401	小・中学生、高校生を対象に、科学やものづくりへの興味・関心を育てる場として、大学等と連携して専門的な講座を実施する。
区民とともに歩む図書館委員会の設置、運営	848	学識経験者をはじめ、公募委員を含む区民代表者で構成する「区民とともに歩む図書館委員会」を設置・運営し、同委員会からの提言等を図書館サービスの改善に生かしていく。
生涯学習情報紙の発行	91	区民にわかりやすい生涯学習情報誌として「まなびんぐK I T A」を発行する。今後同紙の一層の内容充実に努めていく。
地域スポーツの推進	1,478	「東京都北区スポーツ推進計画」に基づいて地域スポーツの推進を図っていく。また、北区における総合型地域スポーツクラブの設立・支援体制の確立を図る。
(仮称) 赤羽体育館の建設	1,389,596	全区的、広域的な総合スポーツ大会が開催できる総合体育館、生涯スポーツの場として、(仮称) 赤羽体育館を建設する。
東京オリンピック・パラリンピック開催サポート事業	19,854	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、「トップアスリートのまち・北区」のPR、まちづくりに取り組む。東京都障害者総合スポーツセンター等と連携し、スポーツを通じて理解を深めるイベントを開催する。 また、機運醸成を図るため、区民の主体的な学びの場として講演会や区民企画講座等を実施する。
北区版スポーツアカデミー事業	10,578	スポーツコンダクターを起用した出前事業、ナショナルトレーニングセンター等と連携し、小・中学生を対象に各種スポーツで確約した選手の技術や競技経験を活かした教室を開催する。
継承者の育成支援	569	無形民俗文化財の保存継承について、補助金交付等の支援に加えて、伝承者、学識経験者、保持団体等を含めた検討を行い、地域に伝承されてきた伝統芸能が失われないよう継承者育成のための支援体制づくりを進める。
文化財を活用したふるさと学習事業	15,215	茅葺屋根の古民家「ふるさと農家体験館」を活用して、区民との協働により地域に伝わる年中行事の再現や昔の手作りおもちゃの工作教室など、さまざまな体験事業を通して地域の歴史や文化に触れるふるさと学習を推進する。

【総合評価】

20. 学習機会の拡充

学習機会の拡充に関しては、区民との企画会や大学等との連携事業を実施することにより、より専門性のある事業や多彩な内容の講座等の企画運営に取り組んできた。

今後は、区民のニーズや社会の変化に対応した学習機会や青少年のための学校外での学習機会等の提供をさらに拡充するとともに、地域の社会教育団体の活動の活性化の大きな力となることが期待される団塊の世代の参加促進に努め、学習を通じたコミュニティの形成や区民の学習成果を地域で活かす学習社会づくりを目指していくことが必要である。

21. 身近な学習の場の整備

文化センターでは、耐震補強及びエレベーター設置工事等の全面改修により、区民の学習活動が安全でより快適に進められるよう環境整備を行った。

中央図書館では、「区民とともに歩む図書館委員会」の提言を、積極的に図書館運営に反映していくことが重要である。未来の図書館を見据え、誰もが利用でき、必要とされるサービスを目指して整備を進めていく。

博物館は、展示事業・講座の拡充に今後とも努めていく。

今後とも、施設の使いやすさに密接に関係するハード面の整備も含めて、身近な学習の場である文化センター、博物館、図書館などがより使いやすい施設となるよう努めていく必要がある。

22. 学習情報提供、相談体制の充実

学習情報の提供について、生涯学習情報紙「まなびんぐK I T A」を発行し、小・中学校の児童・生徒及び保護者や区内施設の利用者等への配布により、より多くの区民への周知に努めた。今後は、掲載方法や配布方法も含め、区民が必要とする情報がわかりやすく伝わる工夫を重ねていく。

また、中央公園文化センターでは生涯学習情報提供コーナーの設置など、区民が必要に応じて学習情報を得ることができる環境づくりを進めていく。

学習相談体制については、職員等の研修の実施や生涯学習・スポーツ振興課と学習の拠点となる文化センターとの情報交換等連携を密にし、相談者に対しより適切な対応ができるよう充実を図っていく。

23. スポーツ活動の推進

区民が生涯にわたりスポーツに親しめるよう、区民の健康増進や子どもの体力向上、地域コミュニティの活性化等、スポーツ推進計画に基づいて地域スポーツの推進を図っている。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの気運醸成を図りながら、子どもたちの運動能力向上や障害者スポーツの普及・推進を引き続き行っていく。

スポーツ施設の管理に関しては、さまざまな維持補修を行い、快適で安全な施設管理に努めているが、今後は補修だけでなく区民がより使いやすいよう、バリアフリー化を見据えた施設の改修等にも取り組んでいく必要がある。

24. 文化財の保護・活用と保存・継承

文化財の保護・活用と保存・継承に関しては、出土遺物を速やかに公開するために展示や講座などに取り組んできた。

中里貝塚は、追加指定によって範囲が広がったことにより、史跡としての環境整備や適切な管理について対応を急ぐ必要がある。

無形民俗文化財の後継者育成支援については、北区文化財保護審議会においても審議検討を始めているが、今後保存団体等を含めた検討を行い、支援内容について具体化していく必要がある。

25. 魅力的な文化・歴史学習の推進

魅力的な文化・歴史学習の推進に関しては、ただ見たり聴いたりするだけではなく、触れたり、作ったり、歩いたり、体験することによって歴史文化の理解をより高める機会を多く提供できた。今後も様々な事業形態の講座を展開し、楽しみながら学習していけるようさまざまな方法を考えていく必要がある。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取り組み（平成26年度追加）

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、スポーツのより一層の推進、地域の活性化、まちの絆づくりに向けたさまざま事業展開を進めていく必要がある。そのため、ナショナルトレーニングセンター等の地域資源と連携を強化し、活気に満ち溢れた「トップアスリートのまち・北区」スポーツシティの構築に向けた取り組みを進めていくことが求められる。

また、障害者スポーツの推進に向けて、東京都障害者総合スポーツセンターと連携事業を行うことで、障害者スポーツに対する理解を広く浸透させ、障害者スポーツに対する興味や環境整備の配慮などへの意識を醸成し、障害者を含めたスポーツ参加率の向上を図っていく必要がある。

視点：3 生涯を通じた学びを応援する

取組の方向：(12) 安全・安心な教育環境を整備する

主管課：教育政策課

関係課：教育未来館、学校改築施設管理課、学校支援課、教育指導課、
学校適正配置担当課、スポーツ施策推進担当課

《取組の方向(12)を推進するための重点施策》

26. 大学連携による特色ある施策の展開

北区の教育の充実発展を図るため、大学や高等教育機関等と協定を締結し、教育課程はもとより発展的学習や地域との連携事業など、さまざまな場面での連携を推進する。

27. 区立小学校の適正配置の推進

少子化に伴う区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」を踏まえ、平成24年2月に「東京都北区立学校適正配置計画」を策定した（平成25年11月、平成26年11月一部改訂）。この計画に基づき、ブロック毎に設置する検討組織において、関係者と十分に協議を重ね、合意形成を図りながら適正配置を推進する。

28. 学校改築・リフレッシュ改修工事の推進

学校施設の老朽化対策と教育環境の充実を図るため、計画的に学校改築及びリフレッシュ改修工事を実施する。

29. 環境に配慮した学校施設整備

環境に配慮した学校施設の整備を進めるとともに、これらの施設（太陽光発電、屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ等）を環境教育へ活用する。

30. 安心して学べる環境づくり

安心して学べる環境づくりを推進するため、修学意欲がありながら家庭の経済事情等により高校等への進学が困難な方に対して奨学資金の貸付を行う。また、学校毎の行事情報や地域を限定した不審者情報等を即時に各学校から保護者あてにメール配信するなど、学校と家庭との連携を支援するとともに子どもの安全・安心対策を推進する。

さらに、人的環境の整備という観点から、いじめなどでつらい思いをしている子どもを救うため、いじめ問題対策を強化するとともに、親和的な学級集団づくりを支援する取り組みを強化する。

3 1. (仮称) 教育総合センターの設置

「教育先進都市・北区」の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称) 教育総合センターの設置を検討する。

《重点施策の取組状況》

2 6. 大学連携による特色ある施策の展開

(1) お茶の水女子大学との連携

お茶の水女子大学サイエンス&エデュケーションセンターとの連携により、「理科実験支援事業」では小・中学校の要請に基づき大学講師が各学校に出向き、理科実験等のノウハウを駆使して理科授業を支援しており、平成24年度からは中学校での悉皆実施としている。「サイエンスラボ」では、北区教育未来館において中学生を対象に大学講師等が実験等を指導・支援する実験教室を土曜日に定期的で開催している。また、夏季休業中に中学生を対象に自ら研究テーマを設定し、そのテーマに沿った実験・研究を大学講師等の指導・支援を受けながら行う「サイエンス DAY キャンプ」を実施している。平成25年度からは赤羽岩淵中学校を対象として、理科部を中心とした部活動支援事業を展開している。

(2) 東洋大学との連携

東洋大学とは、平成23年に包括協定を締結している。

平成26年度は、同大学文学部教育学科との往還型教育実習の協定により、区立小学校5校で往還型教育実習生の受入を行い、教育活動の見学及び授業補助、教員による専門教科の教授法や学習指導案の作成方法の指導を実施し、更に、ライフデザイン学部健康スポーツ学科の学生(4名)を北区スポーツ推進委員に委嘱し、区または地域等で行うスポーツ推進事業などに携わっている。

(3) 東京家政大学との連携

東京家政大学との連携協力に関する包括協定により、大学の要請に基づき指導主事が出向き、講義を実践している。平成26年度も引き続き、教職課程の学生を対象に「教職実践演習」として、教員に求められる力や身に付けるべき力、教員の役割、教員としての経験などを講義した。

【参考】教育委員会のほか、区長部局において以下のとおり大学連携に取り組んでいる。

「北区基本計画2010」では、区民と区と協働を進めるため、「大学との包括協定の締結」を計画事業としている。この事業は、区と大学との連携・協働に関する基本的な協定を締結し、それぞれがもつ人的・知的・物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯などの地域課題を解決することで豊かな地域社会の創造を目指しているものである。

[主な連携事業]

①東京家政大学(平成22年度に締結)

高齢者ふれあい食事会（平成25年度は休止）、食育フェア等の食育事業やみんなで育児応援プロジェクト、男女共同参画支援、環境大学、区民大学等での講座、乳がん予防キャンペーンへの協力、イメージ戦略における大学生との協働等の連携事業に取り組んでいる。

②東洋大学（平成23年度に締結）

産学連携を促進するセミナーの開催、留学生が一般家庭との交流を行う一泊ホームステイ事業などの連携事業を実施している。

③帝京大学（平成24年度に締結）

北区震災訓練への会場の提供や大学の専門性をいかした訓練の実施など、「災害時における協力体制に関する協定」に基づく連携事業を実施している。

また、帝京大学の独自事業として、近隣住民が気軽に誰でも立ち寄ることができる「帝京健康ひろば」を平成25年度に開設して、運営を行っている。

④女子栄養大学（平成25年度に締結）

高齢者ふれあい食事会や親子でテーブルマナーを学ぶ食育体験教室、食育講演会など、食育分野を中心に連携事業を実施している。

27. 区立小学校の適正配置の推進

東京都北区立学校適正配置計画に基づき、平成24年5月に協議を開始したAグループのうち、田端中学校サブファミリーブロックでは、平成26年4月に田端小学校を開設し、統合後も教育環境整備のための支援を継続している。稲付中学校サブファミリーブロックでは、適正配置に関する協議を終了し、清水小学校と第三岩淵小学校の平成28年4月の円滑な統合に向けた協議に着手している。

また、平成26年度から適正配置の協議を開始したBグループの滝野川紅葉中学校サブファミリーブロック並びに明桜中学校サブファミリーブロックについては、平成29年度の適正配置実施を目途に、精力的に協議を行っている。

なお、北区基本計画2015及び北区教育ビジョン2015の策定にあわせて、北区立学校適正配置計画の全体の見直しを行い、一部を改訂した。

28. 学校改築・リフレッシュ改修工事の推進

(1) 学校改築の推進

平成26年3月に策定した「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、計画的に学校の改築事業を実施している。

平成26年度は、平成25年度に事業化したなでしこ小学校について、基本構想・基本計画を策定するとともに、新築ブロックプラン（計画図）をまとめ、北区議会で了承を得た。

また、新たに事業化した稲付中学校及び田端中学校については、プロポーザル審査を経て設計業務等を受託する事業者を決定後、随時、学校、保護者、地域のそれぞれの代表からなる「基本設計検討会」にて、基本設計の検討に着手する。

(2) リフレッシュ改修工事の推進

平成26年度は平成25年度に事業着手し設計を実施した田端小学校の第Ⅰ期工事を実施するとともに、翌年度から工事着手する西ヶ原小学校の設計を実施した。

29. 環境に配慮した学校施設整備

環境に配慮した施設整備（屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ、生垣化、太陽光発電等）をエコスクール整備事業を通じて小学校を中心に計画的に実施し、環境教育での活用を図る取り組みを進めている。

平成26年度には、屋上緑化2校（王子第一小・八幡小）、壁面緑化1校（王子第五小）、ビオトープ2校（桐ヶ丘郷小・柳田小）、生垣化1校（豊川小）等の整備を進めている。

30. 安心して学べる環境づくり

(1) 北区奨学資金貸付事業

国による高校授業料無償化が実施されたこと、従来の北区奨学資金貸付制度が公益財団法人東京都私学財団や社会福祉法人東京都社会福祉協議会など他団体でも行っている貸付事業と類似していたことから、平成23年度に北区の制度を改正したところである。

現在は、単に北区の制度のみを周知するのではなく、修学資金を必要としている方の個々のニーズに合った各種貸付事業の情報を提供するなど、利用者の選択肢を広げる支援に努めてもいる。

(2) 学校メール配信システム

区長部局（危機管理室）が運用する「安全・安心・快適メール配信事業」のシステムの一環で、学校メール配信システムを平成19年度までに全ての区立小・中学校、幼稚園で導入した。個々のメール配信は各学校から登録された保護者へ配信することとなるが、配信回数、登録者数とも、平成23年3月に発生した東日本大震災以降確実に増加しており、同システムへの登録の促進については、随時、各学校から保護者へ周知している。

平成27年4月より新たなメール配信システムへ移行する予定のため、本年度は、現在のシステムよりも利便性の高いシステムとなるよう、システムの設計・運用方針についての検討を行った。

(3) 防災対策

①防災（避難）訓練の実施

全幼稚園、小・中学校で、「北区学校防災マニュアル」（平成26年3月改訂版）に基づき、学校の状況や地域の実情に即し、年間計画を立てて防災（避難）訓練を行っている。地震や火災といった想定される状況に応じた訓練、授業中や休み時間など発生時間帯を変えた訓練、緊急地震速報を利用した訓練、事前予告のない訓練など工夫をしている。

②学校防災マニュアルの改定及び学校防災計画の作成

平成26年3月に「北区学校防災マニュアル」の完全改訂版を作成し、各小・中学校に配布した。本マニュアルでは、地震・風水害時の児童・生徒の保護者への引

き渡しまでの学校の対応に加え、防災教育や原子力災害・テロ災害への対応、災害発生後の教育活動再開までの道筋についても指針を定めた。

本年度は、マニュアルに基づき各小・中学校に「学校防災計画」の作成を指示したほか、学校用務職員を対象としたマニュアルについての研修を実施し、学校の防災意識の向上に努めた。

③緊急地震速報及び災害時における情報連絡体制の整備

いち早く地震に対する安全確保を図るため、全ての小・中学校で緊急地震速報が校内に自動放送される機器を平成23年度に整備した。

あわせて、一般の通信回線が混乱をきたしていても通信可能な手段を複数確保するため、従来から整備されていた北区地域防災行政無線機及び無線FAXに加え、平成24年2月にPHS電話機を全校に配備した。地域防災無線の電波が届かない郊外へ行事で出かける学校に対しては衛星携帯電話の貸し出しを行うなど、情報連絡体制を確保している。防災行政無線機及び無線FAXについては、2か月ごとに通信訓練を実施し、機器の安定稼働に努めている。

④放射線対策

福島第一原子力発電所の事故を受けて、各小・中学校、幼稚園において砂場や校庭等を中心に放射線の空間測定を行い、情報を北区ホームページ等で公表してきた。平成26年度も、一部施設で測定を行っている。

また、学校給食については調理した給食の放射線測定を実施している。平成26年度は1回測定を行い、結果を北区ホームページで公表した。(全て測定下限値未満)

⑤赤羽岩淵中サブファミリーでの防災教育の取り組み

平成26年末を目途に、小中連携した赤羽岩淵中サブファミリー安全教育カリキュラム(主として災害安全)の試案を進めている。平成26年度も引き続き、サブファミリー内の教職員及び地域・保護者向けに慶応義塾大学環境情報学部大木聖子准教授を講師に招き講演会を実施したり、保護者アンケートを実施し意識改革に努めた。また、サブファミリー防災委員会を定期的に関き各校での進捗状況を確認している。

(4) 通学路の安全確保

小学校の通学路の安全確保については、平成24年度に他県で連続して発生した交通死亡事故を受けて、学校、保護者、道路管理者、警察等による通学路の緊急合同点検を実施した。この点検結果を踏まえ、危険と思われる箇所には児童交通指導員の新規配置、表示板の設置など対策を講じるとともに、道路管理者による施設改善を進めてきた。しかし、その後も登下校時の痛ましい交通死亡事故が発生していることから、今後も適宜、関係部署と連携して通学路の合同点検を実施し、一層の安全確保を図っていく。

(5) いじめ等のない学級集団づくりへの支援

いじめ問題の対応について、心の教育を推進していく取り組みのほか、安心して学べる環境づくりの観点からも以下のような対策を実施する。

① いじめ問題対応連絡協議会の強化

教育長を本部長とするいじめ問題対策本部のもと、いじめ問題対応連絡協議会を11月に実施した。平成25年度より、児童・生徒の実状に即した協議を目指して、新たに養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー代表を委員に加えた。区内のいじめの現状を把握するとともに、平成26年度2回に実施回数を増やしたQ-U調査、スクールカウンセラーによる全員面接、各学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」等について意見交換を行った。

② いじめ問題対応に関する教員研修の充実

区立全小・中学校、幼稚園の教員を対象に毎年実施している「いじめ問題対応研修会」を開催した（1月7日）。平成26年度はITジャーナリストの高橋暁子氏を講師に招き、ネットいじめやトラブルに関する内容の講演を実施。教職員のほか、PTA役員、教育委員、教育委員会事務局管理職、区議会議員等の参加を得た。また、生活指導主任研修会、初任者研修等の職層研修でも、いじめ問題とその対応についての講義を実施している。

③ いじめ対策のための手引きの活用

平成25年度末に作成したいじめ対策の手引き「いじめ問題への取組の徹底のために」を区内全幼稚園、小・中学校の教員に配布している。東京都や北区の関係資料を活用し、校内で必ず研修会を実施して、全教職員がいじめの早期発見、早期解決及び未然防止にあたる。

④ Q-U調査の全校実施

平成26年度は5月と11月の2回、Q-U調査を全小・中学校で実施し、児童生徒の人間関係を把握し、学級経営を見つめ直すことで、いじめの未然防止、早期発見等に活用した。平成27年3月末には、「学級経営スタートアップ講座」を開催し、4月からスムーズに学級経営ができるように具体的な研修を行う。

⑤ いじめ相談体制の充実

東京都スクールカウンセラーの全小中学校への配置と並行して、北区スクールカウンセラーを2名増員し、サブファミリーを基盤として12名を配置した。心理の専門家が、サブファミリー内の小中学校を回ることにより、地域の教育相談体制の充実が図れるようになった。また「北区いじめ相談ミニレター」を区内全児童・生徒に配布し、手紙や電話での相談を実施・充実させた。

⑥ 「（仮称）東京都北区いじめ防止条例」の制定等

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、東京都では平成26年7月から「東京都いじめ防止対策推進条例」が施行となった。これらに基づき、平成26年度中に「（仮称）東京都北区いじめ防止条例」を制定する。

⑦ 学校いじめ防止基本方針の策定

児童・生徒の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめ問題に適切かつ迅速に対処することができるようにするため、各学校の実情に応じ、全小・中学校で「いじめ防止基本方針」を策定した。

(6) 防犯対策

学校施設の防犯カメラの設置については、今年度、未整備であった中学校5校への整備を進めた結果、全区立小・中学校への防犯カメラの設置を完了した。

一方で、早くから導入が進んでいた小学校については、経年による設備の老朽化対策として、東京都の防犯設備整備補助制度の創設を機に、全校の防犯カメラの更新を計画化し、初年度の平成26年度はモデル事業として、浮間小学校、東十条小学校、滝野川第四小学校の3校について、機器の更新を実施する予定である。あわせて、校内から通学路を撮影するカメラについても複数台整備していく。

(7) トイレの洋式化

「学習の場」であるとともに「生活の場」である学校施設には、生活様式の変化に対応した施設整備が求められている。なかでも、トイレの洋式化については、児童・生徒が不自由なく、快適に利用できるよう洋式化を加速的に進めることが求められている。そのため、平成28年度までに全校50%以上の洋式トイレ整備率を目標に据え事業化に着手し、平成26年度は小中学校合わせて10校で整備を実施した。

3 1. (仮称) 教育総合センターの設置

北区の教育政策研究機関である「北区教育未来館」と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称)教育総合センターを設置するため、滝野川分庁舎への暫定的な設置を踏まえ、施設内容、規模、立地などの検討を引き続き行っていく。

《課題と今後の対応・方向》

2 6. 大学連携による特色ある施策の展開

北区と各大学が、それぞれに持つ人的、知的、物的資源と言った強みを生かしながら、さまざまな課題を解決できるよう連携のあり方を検討するとともに、連携する大学や分野の拡大を図っていく必要がある。特に、区長部局の所管事項になるが、大学が保有する専門的な資源は、産業振興、健康・福祉、環境・まちづくり、防災対策など各分野での活用が大いに期待される場所である。今後も包括協定の締結校を中心に、より円滑な連携を推進していく。

2 7. 区立小学校の適正配置の推進

関係者にとって学校の適正配置は、その必要性は理解できるものの、これまで守り育んできた地域の学校を存続させたいという思いや、子ども達が学ぶ環境を変化させたくないという気持ちもあり、大変難しい課題であると捉えられている。

このため適正配置の協議にあたっては、地域や保護者の代表、学校関係者などで構成する協議会において、現在と未来の子ども達にとってどのような教育環境を整備していくべきかといった視点で協議を重ね、合意形成を図りながら着実に進めていく。

28. 学校改築・リフレッシュ改修工事の推進

区立小中学校のうち改築を終えている8校を除くと、残りの3/4の学校が建設から45年以上が経過しており、計画的かつ効率的な改築・改修が必要となっている。一方、改築・改修工事等には多額な財政負担を要するとともに、適切な維持管理・補修を実施すれば、今後も相当期間、施設を継続して利用することができる。このため「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、計画的かつ効率的な事業の展開を図っていく。

平成27年度は新たに浮間中学校の改築に着手するとともに、第四岩淵小学校のリフレッシュ改修工事に着手する。

なお、整備に際しては、児童・生徒の教育環境の向上はもちろんのこと、学校施設の多機能化により、地域に一層開かれた学校づくりを進め、生涯学習・スポーツ、健康づくり、コミュニティ、防災拠点等、地域の活動拠点となるよう十分な配慮を実施していく。

29. 環境に配慮した学校施設整備

地球環境問題が深刻化する中で、環境に配慮した活動は全庁的な課題となっている。

子どもの頃からの環境教育の重要性も認識されている中で、学校の改築や、エコスクール整備事業等を通じて環境教育にも役立つ壁面緑化、屋上緑化、ビオトープ等の施設整備を引き続き推進する。

30. 安心して学べる環境づくり

高校等へ進学するための修学費用については、平成22年の高校授業料無償化により軽減された。また、平成26年4月からの所得制限導入に伴い、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援制度が一本化され就学支援金制度となった。さらに、国公立・私立を問わず高等学校等に通う低所得者世帯に対し、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて奨学給付金を支給する制度も創設された。しかし依然として父母が抱える負担は大きい。景気は回復傾向にあるが、経済的に苦しく、奨学資金を必要とする家庭は今後も一定数存在すると思われる。他方、奨学資金貸付事業は北区を含め複数の団体がある。北区の現状は貸付募集枠に余裕が生じていることから、制度の周知に努めるとともに、家計急変等で定期募集期間外に申請があった場合でも随時受付を行っていく。

学校メール配信システムに関しては、平成27年4月より新システムの運用を開始する予定であるため、学校と連携し、保護者へ新システムの周知を行い、登録を促していく必要がある。また、学校に対しても、緊急時における連絡手段の確保を図るため、一層活発にシステムが利用されるよう促していく。

地震等の災害に関しては、今後30年間の間に首都直下地震が発生する確率が高いといわれている状況から、平成26年3月に学校防災マニュアルの改訂版を発行した。災害時には学校が地域住民の避難所となるため、住民自身の自助や共助による体制整備を進めるとともに、中学生を地域の担い手として活用するなど、日頃から学校と地域の連携を深める努力が必要となる。防災教育の充実を図り、児童・生徒が災害時に素早く安全な行動がとれるようにするほか、家庭・地域社会の安全活動に進んで参加するように促していく。

今後も避難訓練や無線機の点検を定期的を実施していくが、新たに防災マニュアルに加えた原子力災害やテロ災害の対応については、児童・生徒や教職員もまだ不慣れな部分が多く、検討・訓練を重ねて対応出来るようにしていく必要がある。また、本マニュアルでは、新たに各学校が「学校防災計画」の作成することを定めた。これは、各学校の地理的条件や児童・生徒の状況に応じた災害時の職員の役割分担や避難方法についてなど、統一的なマニュアルでは定められない部分を定め、補完するものである。この「学校防災計画」を平時の防災教育や避難訓練に役立てていくとともに、毎年度の学校組織の更新に合わせて内容を更新していかなければならない。

さらに学校施設の防犯対策として、小学校を対象に経年により老朽化した防犯カメラの更新と、通学路の安全対策を補完する目的で防犯カメラの設置を計画的に進めていく。

通学路の安全確保については、平成24年度に関係者による緊急合同点検を実施し危険箇所への対策に取り組んできたところである。しかしながら道路交通事情は隣接地域の環境変化による影響のほか、周辺道路の拡幅や延長、集客施設の開設等の影響により突然変化する可能性があるため、常に状況を観察し、所要の安全策を講じていく。

いじめ等の対策に関しては、いじめ対応校内研修の義務化を進めるとともに、「(仮称)東京都北区いじめ防止条例」を制定し、北区におけるいじめの防止等の対策を総合的に推進していく。

また、北区立小・中学校の全児童・生徒を対象に、平成26年度は年2回「楽しい学校生活を送るためのアンケート調査(Q-U)」を実施し、比較を行った。学級集団の状態を判定し、各担任等の指導の参考とするとともに、一人ひとりの児童・生徒の学校生活での満足度と意欲を調査し、不適応を起こしている子、いじめを受けている可能性のある子を見出し、早期発見、解決につなげる。

トイレの洋式化については、平成26年度から3か年計画で全校50%以上の整備率を目標に事業化に着手しており、計画的に確実に整備を進めていく。

3.1. (仮称) 教育総合センターの設置

平成27年4月からの滝野川分庁舎への暫定的な設置を踏まえ、引き続き、施設内容、規模、立地などの検討を行っていく。

なお、教育ビジョン2010では、平成24年度までに基本構想を策定し、26年度までに実施設計を終える計画であったが、施設の複合化による他の施設との合築を検討しており、北区基本計画2015(平成27～31年度)においては、31年度末までの検討に計画変更となった。

《取組の方向（１２）を推進するための主な指標》

学校改築の進捗状況（過去の実績及び今後の予定）

平成21年度開設	王子小学校・王子桜中学校、西浮間小学校
平成22年度開設	桐ヶ丘中学校
平成23年度開設	明桜中学校
平成24年度開設	十条富士見中学校
平成25年度開設	滝野川紅葉中学校
平成26年度開設	赤羽岩淵中学校
平成30年4月開設予定	なでしこ小学校（平成27年度 実施設計・解体工事）
平成31年4月開設予定	田端中学校、稲付中学校 （平成27年度 基本設計・実施設計）
平成32年4月開設予定	浮間中学校（平成27年度 基本設計）

《取組の方向（１２）を推進するための主な事業》

事業名	平成26年度予算（千円）	事業の概要
大学機能との連携の推進	9,514 （取組の方向(1) 「理科大好きプロジェクト経費」を再掲）	大学等のもつ専門的なノウハウを生かし、学校教育への支援をはじめさまざまな場面で教育力の向上を目指すため、連携・提携する大学や分野の拡大を図る。
区立小学校の適正配置の推進	17,827	平成24年2月に策定した「東京都北区立学校適正配置計画（平成25年11月、平成26年11月一部改訂）」に基づき、ブロック毎に設置する検討組織において、関係者と十分に協議を重ね、合意形成を図りながら適正配置を推進する。
学校の改築	215,631 12月補正後 (220,625)	北区立小・中学校改築改修計画に基づき、老朽した学校施設の更新を図るとともに、北区教育ビジョン実現のため、多様な学校教育に対応する施設となるよう学校を改築する。
既存校のリフレッシュ改修工事の推進	140,400	学校施設の長寿命化と教育環境の充実を図るため、当面改築に至らない学校を対象に、リフレッシュ改修工事を実施する。
エコスクール（環境と調和のとれた学校施設）の整備と環境教育への活用	80,712	主に小学校を対象に屋上緑化、壁面緑化、生垣、ビオトープの新設整備のほか、校庭芝生を含めた適正な維持管理を行う。
奨学資金貸付	9,276	就学意欲がありながら、家庭の経済事情等により高等学校等で修学することが困難な方に対して奨学資金貸付を行う。

学校メール配信	—	学校毎の行事情報や地域を限定した不審者情報などを、即時に各学校から保護者あてにメール配信することで、学校と家庭との連携を支援するとともに、子どもの安全・安心対策を推進する。 (予算については、区危機管理室「安全・安心・快適メール配信事業」に含まれる。)
小学校の交通安全対策	115, 156	通学路の安全を確保するため、通学路標識の整備や児童交通指導員の配置を行う。
(仮称) 教育総合センターの設置	—	「教育先進都市・北区」の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称) 教育総合センターを設置する。

【総合評価】

26. 大学連携による特色ある施策の展開

大学との連携については、区と大学の包括協定の締結が進んでいる。個別事業についても、連携・提携に向けた環境整備に取り組みつつ、着々と連携事業の実現化が進んでいる。

今後は、実現化した事業を効果的に継続するとともに、新たな課題の解決や新たな分野での連携など、学校及び教育委員会と大学側の相互に有益なものとなるよう、ニーズのマッチングを図っていく。

27. 区立小学校の適正配置の推進

稲付中学校サブファミリーブロックにおいて適正配置の協議を進めるために設置した協議会は、ブロック内の小・中学校PTAや地域から推薦を受けた委員で構成し、計画に捉われることなくしっかりと時間をかけて協議を行ってきた。また、清水小学校と第三岩淵小学校の円滑な統合に向けた協議では、統合対象校の関係者の意見を十分に尊重することができる体制ができ、適正配置後の新しい学校を関係者全体で支えていこうとする機運が高まった。なお、今回の適正配置では、学校の配置について教育委員会の考え方を示すなど、関係者による協議を尊重しつつも教育委員会が一定の関与を果たした。

明桜中学校サブファミリーブロックにおいては、協議のタタキ台として提示した適正配置計画を一部改訂し、統合ではなく通学区域の変更による学校適正配置の考え方を示すことで、教育委員会が一定の関与を果たした。

28. 学校改築・リフレッシュ改修工事の推進

平成26年3月に策定した「北区立小・中学校改築改修計画」では、年1校以上の新規改築と年1校以上のリフレッシュ改修工事新規着手を目標にしている。

平成26年度については学校改築については新規着手2校、リフレッシュ改修1校に新規着手しており、目標以上の取組みが進んでいる。

特に、なでしこ小学校の改築にあたっては、より開かれた学校づくりを進めるため、「基

本設計検討会」を地域、学校、保護者代表等で構成するとともに、「北区公共施設再配置方針」を踏まえ北区初の学校改築に合わせた周辺公共施設との複合化計画として、新築ブロックプラン（計画図）をまとめ区議会から了承を受けることができた。

29. 環境に配慮した学校施設整備

エコスクール整備事業や学校改築事業を通じて、施設整備（屋上緑化・壁面緑化・ビオトープ・太陽光発電等）やそれに合わせた環境教育の実施など、計画どおり進捗している。

平成26年度については、校舎の増築に合わせ、やむなく移設を余儀なくされた桐ヶ丘郷小学校のビオトープを児童の参画を得ながら、より充実した施設として移設・再整備するなど、学校にある身近な生物とのふれあいの場への関心も一層高まった1年となった。

30. 安心して学べる環境づくり

安心して学べる環境づくりに関して、学校メール配信システムについては、首都直下地震の発生が予想されているなか、災害時等における連絡手段を可能な限り多く確保しておくことが肝要であることから、同システムへの登録を保護者に対してより強く学校及び教育委員会の双方から働きかけていく必要がある。あわせて、緊急時に即座にメール発信できるようにしておくためには、日頃から同システムの運用に慣れておく必要があることから、不審者情報等の緊急情報のほか行事予定情報の配信など、日頃から積極的に利用しておくよう、学校に対して教育委員会からより一層促していく必要がある。

防災対策については、学校防災マニュアルの完全改訂版を平成26年3月に発行した。本マニュアルの性格は北区内全校の共通認識事項を規定したものであり、各学校の特性に応じた「学校防災計画」を学校毎に作成し、日頃の防災教育に活かしていくよう改めて促していく必要がある。そのため、各学校の指針となるように巻末の附属資料に「学校防災計画」の作成例を掲載した。

放射線対策に関しては、子どもたちの安全を第一に対処することは勿論のこと、情報は正確に公表していくなど、信頼される対応を今後も的確に行っていく必要がある。

通学路の安全確保について、平成24年6月から実施した「学校、保護者、道路管理者、警察等による通学路の緊急合同点検」の点検結果を踏まえ、危険と思われる箇所に対して25年度に新たに増員配置したところだが、他県では見守り中の保護者も事故の犠牲となっている。道路の狭隘などの事情から早急な改善が困難な事例もあるが、引き続き、道路管理者や警察等と連携して通学路の安全確保を図っていくこととする。

また、通学路の安全確保の補完策として、26年度から小学校全校を対象に通学路を撮影する防犯カメラの設置を開始し、26年度は3校で整備を行う予定である。27年度以降3か年で全校への整備を完了する計画であり、これまで以上に児童の安全確保が期待できる。

いじめ問題の対策については、各地でいじめを要因とする子どもの自殺等が発生していることから、いじめ等の起きない学級集団づくりが早急に求められており、安心して学べる学校づくりの観点からも、「楽しい学校生活を送るためのアンケート調査（Q-U）」を実施するなどして、継続的に学級集団の状態を判定し、親和的な学級集団づくりを進めてい

くこととする。

「東京都いじめ防止対策推進条例」及び平成26年度中に制定する予定の「(仮称)東京都北区いじめ防止条例」により、北区全体でいじめから子どもを守る取り組みを進めていくこととする。

3.1. (仮称) 教育総合センターの設置

(仮称) 教育総合センターの設置については、平成27年4月からの滝野川分庁舎への暫定的な設置を踏まえ、引き続き、施設内容、規模、立地などの検討を行っていく。同センターの設置については、施設の複合化に向けて関係部署との連携にも努めていく。

「平成 26 年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」等の関係資料を拝見し、以下に所見を述べる。

東京福祉大学教授 山本 豊

1 総論

「北区教育ビジョン 2010」が示されてから 5 年を経過しようとしている。今年度は、その「ビジョン」のまとめの年であるが、総括や成果の検証については「北区教育ビジョン 2015」において行っており、次の「ビジョン」に生かされるものとする。

重点施策が 31 にも及びかなりの施策数である。そのためにその取組に多大の努力をなされていることに敬意を表す。それだけの施策数ともなれば自ずと取組に軽重があつてしかるべきと考える。重点施策であるだけに、それに序列をつけることは容易ではないだろうが、どの項目を優先すべきかを考慮することは、取組の成果を上げるためには重要なことと考える。今後の取組に生かしていただきたい。

2 各論

① 視点 1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する について

学校教育において「確かな学力」を保証することは、最重要課題であるだけに取組の方向としてそれが 1 番目に掲げられていることには理由がある。しかし、「健やかな体」や「豊かな心」があつての学力であることも忘れてはならない。「北区教育ビジョン 2010」策定に関するアンケート調査によれば保護者が「公立学校の教育に求めるもの」の第 1 位は、「心の教育の充実」であることなども勘案すると、豊かな心や健やかな体を上位の取組に置くことも考えられる。取組についての順序が取組方に軽重が生ずるとは考えないが、「豊かな心」の育成を上位に挙げたいものである。

『課題と今後の対応・方向』

学力パワーアップ非常勤講師や少人数指導のための加配教員による指導方法や内容について改善を図っていくと報告にあるがその通りである。「北区少人数教育のあり方研究委員会」の研究報告の内容と合わせて再検討し、効果的な活用を通して、基礎的な知識及び技能の確実な定着のための一方策とされたい。

また、思考力、判断力、表現力や問題解決能力等の育成についてであるが、これは学校教育法第 30 条第 2 項で示されている教育の目標である。その目指すものは、生涯にわたり主体的に学習に取り組む態度の育成である。そのためには、学校図書館の有効活用は欠かせない。学校図書館法の改正によって、努力義務ではあるが学校（図書館）司書の配置が求められている。モデル事業の内容に注目したい。

『取組の方向（1）を推進するための主な事業』で注目したいものは、中学校スクラム・サポート事業の中の外部講師による学習支援である。契約上の関係で具体的な勤務のあり方についての指示については制約があるやもしれないが、学習支援の成果については、年度毎に的確に評価する方法を構築されることを望みたい。

取組の方向（3）健やかな体を育てるの重点施策として、「6. 学校における食育の推進」がある。「学校給食」については、学校給食法の第 1 条で学校給食の目的が、そして第 2 条でその目標が規定されている。第 10 条には学校給食を活用した食に関

する 指導が規定されている。また、学習指導要領の特別活動に学校給食が位置づけられている。取組の内容はそれらの規定にほぼ沿っているように思われるが、実際の学校教育の場でそれらの内容を踏まえた上での食育の推進が実施されているのか、疑問なしとしない。

食に関する指導のあり方が多面的に問われているだけに、原点は押さえた上での指導を期待したい。

取組の方向（４）個に応じた教育を推進するものとして特別支援教育の推進があり、そこでは、「教員が動く」という巡回指導型の新たなシステムを試みられていることは意義あることである。児童・生徒が通級指導学級に通うための時間的なロスを少なくしたり、通常の学級での児童・生徒の様子を踏まえた上で指導したりするという点でのメリットはあると考える。しかし、総合評価のところでも述べられているが、指導体制のあり方については十分に検討する必要がある。通級指導学級の指導者が通常の学級で対象児童を支援する場合のあり方や勤務時間のカウントの方法なども検討課題の中に入ると考えられる。「教員が動く」という言葉だけが一人歩きをしないような内容の伴った巡回指導型を目指して欲しい。

また、通級指導学級における言語障害児の多さは、構音障害や吃音などとは限らない児童が通級しているからであると思われる。どちらかという知覚的発達障害により言葉に遅れがある場合を言語障害とみなしているケースがあるのではないかと推察される。就学指導の在り方や就学手続の困難さは、今後の課題としても、これは、固定学級及び通級指導学級の教員の専門性とも関連する課題である。特別支援学級の児童が専門的な指導力のある教員からの的確な指導が受けられるように努めるとともに、特別支援学級の教員を専門的に指導しスキルアップを可能とする専門家による研修は喫緊の課題である。このことが就学指導や就学手続の困難さを解消する橋頭堡となると考える。

なお、個に応じた教育の推進は特別支援教育だけとは限らない。全ての児童・生徒が対象となるものである。全ての児童・生徒の発達段階に準じて、個に応じ、個を伸ばし、そして個を生かす教育が考えられる。

取組の方向（７）特色ある学校づくりを推進するについてであるが、それを推進するための重点施策は開かれた学校運営による学校の経営力の強化となっている。その内容の多くは、学校評議員制度と学校運営協議会のことであるが、それでは開かれた学校運営をかなり限定的にとらえていることになる。

そもそも開かれた学校運営は今日の学校の在り方としては当然のことであり、特色ある学校づくりとは言えない。したがって、特色ある学校の内容について再吟味する必要がある。また、開かれた学校運営の内容についても同様に再吟味が必要である。開かれた学校運営で学校評価について少し触れてあるが、そのことについて敷衍すれば、学校関係者（保護者や地域住民など）や児童・生徒からの学校評価をできるだけ学校経営（教育課程）に生かすことである。教育委員会の役割は学校より報告された（学校教育法施行規則第 68 条）学校評価が、その学校の教育課程編成にどのように生かされているかについて指導と助言を与えることである（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 5 号）。

② 視点2 家庭・地域の教育力向上を支援する について

『課題と今後の対応・方向』17. 学校と地域の連携(4) 北区学校ファミリーの推進について述べる。以下の内容は、視点1で触れても良いのであるが、配当されている予算との関係でここで述べる。

北区学校ファミリーの理念は、価値あるものとして今後も推進すべきと考える。しかし、現在の組み合わせについては再考の余地はないのだろうか。今後、様々なスタイルの小中一貫教育(校)や適正配置をより充実したものとするために、北区学校ファミリー構想は発表当時から10年以上を経過したのであるから新たな見直しも検討に値すると思う。

③ 視点3 生涯を通じた学びを応援する について

23. スポーツ活動の推進の課題と今後の対応・方向では、子どもの体力低下や障害者のスポーツ参加などさまざまな課題が浮き彫りになったとある。北区は23区内では高齢化率が一番高い。そのことを勘案すると高齢者の適度なスポーツ活動参加について触れる必要はないのだろうか。健康寿命を延ばすためのスポーツ活動も今後は課題の一つとすべきであろう。その点からは体育施設の開設や改修の際には温水プールを備えた体育施設を視野に入れることも検討課題の一つではなかろうか。

取組の方向(12)安全・安心な教育環境を整備するについてであるが、そのほとんどが(幼)・小・中学校等での安全・安心な教育に関する内容である。生涯を通じた学びを応援するという視点からは、学校だけに限定する必要はないと思われる。小・中学校等での教育や学校の教育財産が区民にとっても安全・安心な教育環境とならないのかとの観点があっても良いと思われる。例えば、災害時の避難場所としての学校施設の整備や地域と学校が合同で実施する防災(避難)訓練などについても触れる必要はないのだろうか。

また、生涯を通じた学びを応援するという視点からは、家庭教育や社会教育を推進する場としての教育環境という観点からも学校施設を見直し、整備したい。

平成26年度東京都北区教育委員会の
権限に属する事務の管理及び執行の状
況の点検及び評価報告書

刊行物登録番号
26-1-137

平成27年2月発行

発行

東京都北区教育委員会事務局教育政策課
東京都北区滝野川二丁目52番10号
電話03-3908-9279(ダイヤル)